

福生市障害者計画
第7期障害福祉計画
第3期障害児福祉計画
(案)

— 令和6年度～令和8年度 —

【中間答申】

令和5年11月



第1章	計画策定の趣旨について.....	1
1	計画策定の趣旨・背景.....	1
2	国の障害者施策の流れ.....	2
3	計画の位置付け.....	4
4	計画の期間.....	7
5	計画の対象.....	8
6	計画の策定体制.....	9
第2章	障害のある人をめぐる現状と課題.....	10
1	手帳登録者数等.....	10
2	障害福祉サービスの利用状況（第6期計画期間）.....	16
3	障害者生活実態調査結果.....	40
4	障害のある人を取り巻く現状と課題.....	62
第3章	計画の基本的な考え方.....	69
1	計画の基本理念.....	69
2	計画の基本目標.....	70
3	計画の展開.....	71
第4章	基本計画.....	72
1	障害のある人が元気に安心して暮らせるまちづくり.....	72
2	子どもの健やかな発育・発達を支援するまちづくり（福生市障害児福祉計画）.....	79
3	地域の理解のもと障害のある人もいきいきと参加しているまちづくり.....	82
4	障害のある人の地域生活の基盤づくり.....	86
第5章	令和8年度の将来像.....	89
1	成果目標.....	89

第6章 障害福祉サービスの提供見込み.....	92
1 障害福祉サービスの見込量と確保の方策.....	92
2 地域生活支援事業の提供見込.....	109
第7章 計画の推進.....	117
1 計画の推進体制.....	117
資料編	119
1 用語解説.....	119
2 福生市地域福祉推進委員会条例.....	125



第 1 章 計画策定の趣旨について

1 計画策定の趣旨・背景

近年、障害のある人の高齢化や障害の重度化が進む中で、障害福祉サービスのニーズはますます複雑化・多様化しており、全ての障害のある人が、地域で安心して生活できるまちづくりが求められています。また、「障害者基本法」の理念に則り、障害の有無によって分け隔てられることなく社会参画と意思決定を行い、障害のある人もない人も相互に人格と個性を尊重し合いながらともに支え合う共生社会の実現が求められています。

国においては、平成28年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行され、社会的障壁の除去と合理的配慮の提供を明記したほか、令和元年6月に施行された「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」においても、雇用の分野における障害を理由とする差別的取扱いを禁止する旨が規定されるなど、平成26年1月に批准した「障害者の権利に関する条約」の着実な実現に向け各種法整備が進められてきました。

その後も、障害者に係る法律・制度の改正が進められる中で、令和5年には「第5次障害者基本計画」が策定されました。共生社会の実現に向け、障害の有無に関わらず、全ての国民は等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重し、障害をもつ人が自らの決定に基づき、社会のあらゆる活動に参加し、自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援するとともに、社会への参加を制約している社会的な障壁を除去することを基本理念とした取組が進められています。

福生市（以下「本市」）では、「障害者計画」や「障害福祉計画」の策定を通じて、障害福祉の推進を図るため、令和3年3月に「福生市障害者計画・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」を策定し、各種の施策に取り組んでまいりました。障害福祉計画・障害児福祉計画の計画期間が令和5年度をもって終了することから、計画の基本理念である「安心・健やかに暮らせる 人にやさしい ノーマライゼーション社会の実現」を念頭に、次期計画である「福生市障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」を策定し、本市における障害者福祉施策を総合的・計画的に推進していきます。

2 国の障害者施策の流れ

(1) 障害者計画にかかる動向

障害者施策は、昭和45（1970）年に「心身障害者対策基本法」によって、基本的な法律が成立しました。その後、「国際障害者年」（昭和56（1981）年）等の国際的な動きを経て、昭和57（1982）年に国内では障害者施策に関して初めての本格的な長期計画である「障害者対策に関する長期計画」を策定、平成5（1993）年にはその後継計画として「障害者対策に関する新長期計画」が策定されるなど、障害者施策の推進が図られてきました。

そうした中で、「心身障害者対策基本法」は平成5（1993）年に「障害者基本法」として、障害者の自立と社会参加の促進、精神障害者を障害者の範囲に加えるなど大きく改正され、平成15（2003）年度には「障害者基本法」に基づき「障害者基本計画」が策定されました。「障害者基本計画」は、平成24（2012）年度までの10年間を計画期間として、障害の有無に関わらず国民誰もが相互に人格と個性を尊重し合う「共生社会」とすることが掲げられ、障害のある方々が活動し、社会に参加する力の向上を図るとともに、福祉サービスの整備やバリアフリー化の推進など、自立に向けた地域基盤の整備に取り組んできました。「障害者基本法」は平成16（2004）年に改正され、各自治体における『障害者計画』の策定義務化等が規定されました。

平成15（2003）年から、身体障害、知的障害児・者の福祉制度は、市町村がサービス内容を決定する従来の「措置制度」に変わって、「支援費制度」が導入され、利用者自らがサービスを選択できるようになりました。平成17（2005）年10月には、安定した財源確保のもと、公平で利用者本位に立った支援制度を確立し、障害者の地域生活と就労を進め、自立を支援するための法律として、「障害者自立支援法」が成立しました。これにより、『障害福祉計画』の策定も各自治体に義務づけられました。

平成21（2009）年9月に「障害者自立支援法」が廃止され、平成23（2011）年には、「障害者基本法」が防災・防犯、消費者としての障害者の保護を加えるなど一部修正される中、廃止に伴い難病等を障害者の定義に加えること、ケアホームのグループホームへの一元化、重度訪問介護と地域移行支援の利用対象の拡大、「障害支援区分」への見直しなどを主な内容とした「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」が平成25（2013）年に新たに制定されました。

また、平成30（2018）年には、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（改正障害者総合支援法）」が施行され、自立生活援助や就労定着支援、共生型サービスの創設等とともに、近年増加している医療的ケア児への支援体制の整備等、障害児支援のニーズの多様化へきめ細かな対応を図るため、『障害児福祉計画』の策定が各自治体に義務づけられました。

(2) 近年の障害者に関するその他の法整備

障害者の人権や権利に関しては、虐待を受けた障害者の保護や、養護者に対する支援の措置等を定めた「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が平成24（2012）年に施行されました。また、差別の解消を推進し、全ての人々が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため「障害を理由とする差別の解消に関する法律（障害者差別解消法）」が平成25（2013）年に制定されるなど、関係する国内法の整備が進み、我が国では、平成26（2014）年に障害者の人権や基本的自由の享有を確保する障害者に関する国際条約である「障害者権利条約」を批准しました。その後、平成28（2016）年4月には、障害者差別解消法が施行され、差別的取り扱いの禁止、合理的配慮の不提供の禁止（民間事業者は努力義務）等が盛り込まれました。

障害者の雇用・就労に関しては、平成25（2013）年に、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図るための「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」が施行されました。また、同年、雇用分野の障害者差別を禁止するための措置等を定める「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（障害者雇用促進法）」が改正されました。

障害の特性に応じた様々な法整備も進んでおり、平成27（2015）年に「難病の患者に対する医療等に関する法律」が施行され、難病に関する医療や施策の基本的指針が定められました。また、平成28（2016）年には「発達障害者支援法の一部を改正する法律（改正発達障害者支援法）」が成立し、発達障害の疑いがある場合の支援や、乳幼児期から高齢期まで切れ目のない支援等、発達障害者の支援の一層の充実を図るため、法律の全般にわたって改正が行われました。

平成30（2018）年に2020年東京オリンピック競技大会・パラリンピック競技大会の開催を契機とした共生社会等の実現を図るため「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律（改正バリアフリー法）」が施行されました。また、障害のある人が、文化芸術を鑑賞・参加・創造できるための環境整備や、そのための支援を促進することを目的とした「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が施行されました。

そして、令和3（2021）年5月には、「障害者差別解消法」の施行後3年の見直しの検討が行われ、「合理的配慮の不提供の禁止」において、民間事業者の努力義務が法的義務になることなどを定める「改正障害者差別解消法」が施行されました。

令和4（2022）年12月には、障害者総合支援法の改正案が可決され、障害や難病をもつ方の地域生活や就労の支援を強化するため、障害者の多様な就労ニーズに応じた支援として「就労選択支援」が追加されました。

3 計画の位置付け

(1) 計画の性格

「福生市障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」(以下「本計画」)は、「障害者計画」、「障害福祉計画」、「障害児福祉計画」の3計画を一体的に策定したものです。「障害者計画」は本市の障害者施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画であり、市民、関係機関・団体・事業者、市が活動を行う際の指針となるものです。

「障害福祉計画・障害児福祉計画」は、障害者福祉施策を円滑に実施するために、障害者(児)福祉の方向性をふまえたサービス量等の目標設定を行い、その確保をすための方策を定める計画となります。

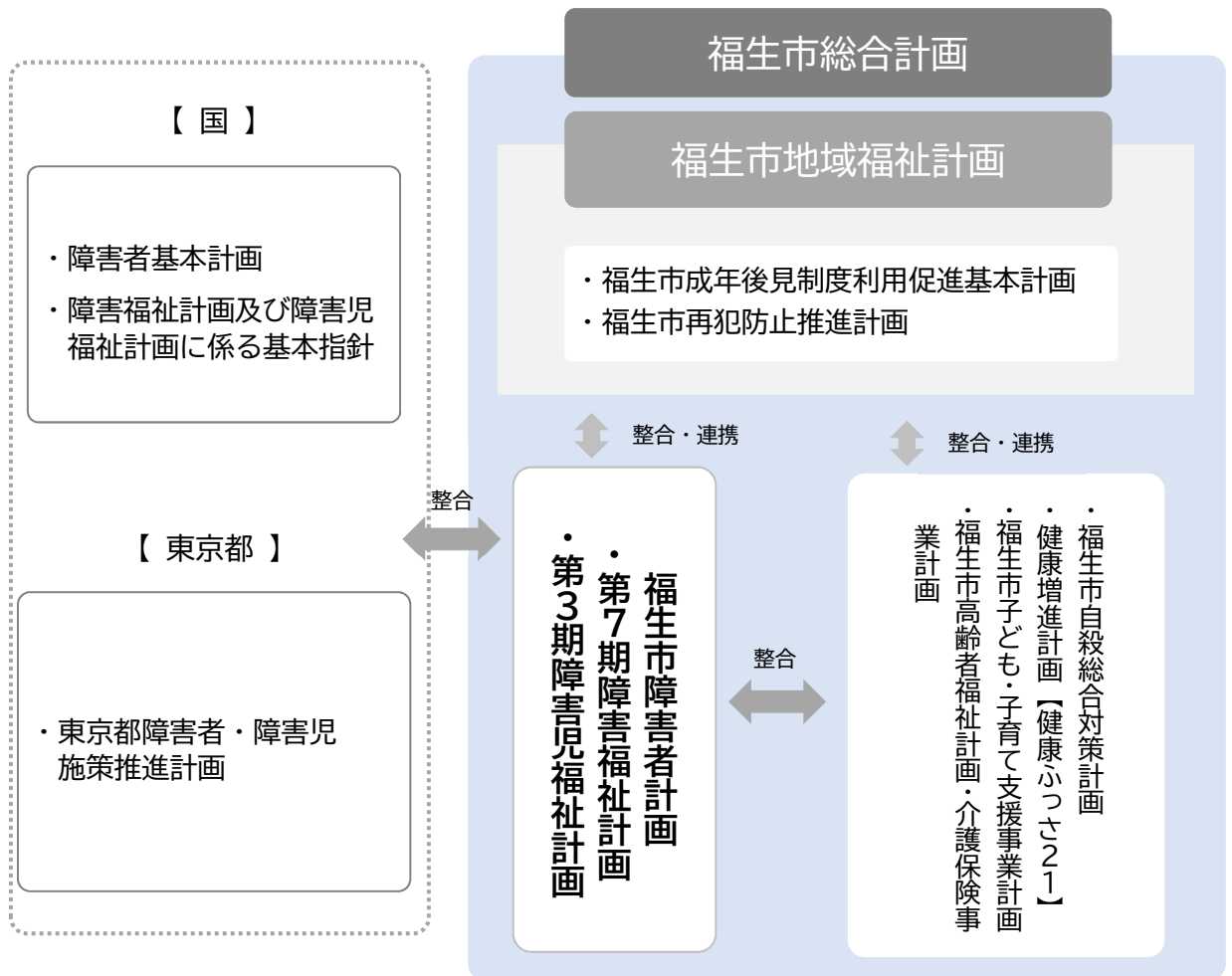
(2) 根拠法令

障害者基本法による「障害者計画」は、障害福祉施策等の基本理念や基本的事項を規定したものであるのに対し、障害者総合支援法による「障害福祉計画」と児童福祉法による「障害児福祉計画」は、生活支援にかかわる各種福祉サービスの障害種別共通の給付等の事項を規定したものです。

	障害者計画	障害福祉計画	障害児福祉計画
内容	障害者施策の基本方針について定める計画	障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画	障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に関する計画
根拠法	障害者基本法	障害者総合支援法	児童福祉法
国	(第5次)障害者基本計画 (令和5(2023)年度 ～令和9(2027)年度)	障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針 (都道府県・市町村が参酌すべき基準を示す)	
都	東京都障害者・障害児施策推進計画		
福生市	福生市障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画		

(3) 関連計画

本計画は、市の最上位計画である「福生市総合計画」の障害者福祉部門計画として位置付けられます。本計画では、本市が策定した各種関連計画との整合・連携を図るとともに、国及び都が策定した上位計画・関連計画も踏まえつつ、本市における障害者施策を総合的かつ計画的に推進していきます。



(4) SDGs (持続可能な開発目標) の視点を踏まえた計画の推進

SDGs (Sustainable Development Goals : 持続可能な開発目標) とは、2015年(平成27年)9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された、持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。

SDGsは17の目標と169のターゲットから構成され、「誰一人取り残さない」ことを基本理念として掲げています。SDGsの17の目標は、全世界に共通した普遍的な課題であり、「誰一人取り残さない」という理念は、障害をもつ人々を含めた本市に住む全ての人々が、相互に尊重し支え合う「共生社会」を目指すという本プランの方針にも当てはまるものです。

そのため、障害福祉施策を推進するに当たっては、SDGsを意識して取り組むことで、社会における様々な主体と連携しながら、障害のある人々の人格と個性が尊重され、その最善の利益が実現される社会を目指します。



4 計画の期間

今回策定する「福生市障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」は、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年間で計画の期間とします。

区分	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
障害者 計画	障害者計画			障害者計画			次期計画		
障害 福祉計画	第6期			第7期			次期計画		
障害児 福祉計画	第2期			第3期			次期計画		

5 計画の対象

本計画は、障害者（児）施策全般についての計画であり、保健・医療、教育、子育て、就労、文化、スポーツ、防災、まちづくりなど、複数の領域に関係しています。また、障害のある人もない人も分け隔てなく共に生きる社会の実現をめざすためには、全ての市民の理解と協力が必要であることから、計画対象は全市民としています。

なお、本計画における「障害者」とは、手帳の有無に関わらず以下を指します。

【18歳以上】

- ・身体に障害のある者
 - ・知的障害のある者
 - ・精神に障害のある者
- (発達障害のある者、高次脳機能障害のある者を含み、知的障害のある者を除く)
- ・難病等のある者

また、「障害児」とは、手帳の有無に関わらず以下を指します。

【18歳未満】

- ・身体に障害のある児童
 - ・知的障害のある児童
 - ・精神に障害のある児童
- (発達障害のある児童、高次脳機能障害のある児童を含み、知的障害のある児童を除く)
- ・難病等のある児童

6 計画の策定体制

(1) 計画策定の体制

障害福祉に関する団体、障害福祉サービス事業者、関係機関の代表者、及び学識経験者等で組織する「福生市地域福祉推進委員会」を開催し、計画策定に関して有益な意見を採り入れながら、計画を策定しました。

(2) 計画策定への市民参加

本計画の策定にあたって、障害者等のニーズや生活状況等を把握するため、障害者手帳所持者及びそのご家族へのアンケート調査、パブリックコメントを実施しました。



第2章

障害のある人をめぐる現状と課題

1 手帳登録者数等

(1) 障害者数の推移

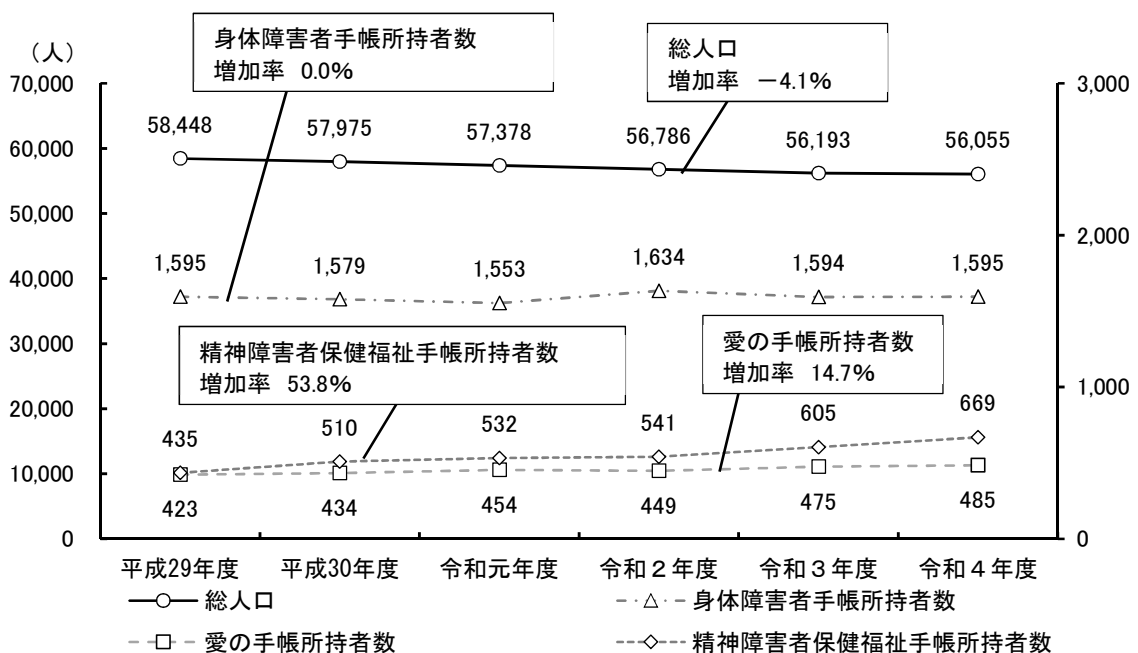
- 障害者数の推移について、増加率（平成29年度と令和4年度の比較）を、市の総人口の増加率と比較すると、総人口は減少傾向にあり増加率は4.1%減少しているのに対して、身体障害者手帳所持者は±0.0%で変化なし、愛の手帳所持者数は14.7%増、精神障害者保健福祉手帳所持者数は53.8%増となっています。

【障害者数の推移】

(単位：人)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
総人口	58,448	57,975	57,378	56,786	56,193	56,055
身体障害者手帳所持者数	1,595	1,579	1,553	1,634	1,594	1,595
愛の手帳所持者数	423	434	454	449	475	485
精神障害者保健福祉手帳所持者数	435	510	532	541	605	669

※各年度末現在



※各年度末現在

(2) 身体障害者

- 身体障害者（児）手帳登録者数は、令和4年度末で1,595人、そのうち肢体不自由が713人（44.7%）と4割超を占めて最も多く、次いで心臓障害やじん臓障害といった内部障害が558人（35.1%）となっています。
- 手帳の等級は1級が506人で最も多く、重度者（1・2級）が757人と全体の47.5%を占める一方、5・6級は合わせて190人（11.9%）となっています。
- 年齢は、65歳以上が994人（66.7%）、64歳以下が496人（33.3%）となっています。

【登録者数】

(単位：人)

障害名 \ 等級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
肢体不自由	132	146	126	204	71	34	713
視覚障害	32	46	7	10	21	8	124
聴覚障害	—	51	10	35	—	56	152
音声・言語障害	—	—	29	19	—	—	48
呼吸器障害	7	—	14	6	—	—	27
心臓障害	176	—	31	53	—	—	260
じん臓障害	151	—	1	—	—	—	152
膀胱・直腸障害	—	—	8	89	—	—	97
小腸機能障害	1	—	—	—	—	—	1
免疫障害	3	8	2	4	—	—	17
肝臓障害	4	—	—	—	—	—	4
令和4年度	506	251	228	420	92	98	1,595
令和3年度	493	249	237	419	97	99	1,594

※各年度末現在

【所持者数】

(単位：人)

年齢	0～6歳	7～17歳	18～64歳	65歳以上	合計
所持者数	6	24	466	994	1,490

※令和4年度末現在

(3) 知的障害者

- 知的障害者（児）「愛の手帳」登録者数は増加傾向にあり、令和4年度末で485人となっています。
- 手帳の程度は4度が最も多く270人（55.7%）で、次いで3度が102人（21.0%）となっています。
- 年齢は、64歳以下が460人（94.8%）で、そのうち18～64歳が346人（71.3%）となっています。

【登録者数】

（単位：人）

程度	1度 (最重度)	2度 (重度)	3度 (中度)	4度 (軽度)	合計
令和4年度	12	101	102	270	485
令和3年度	12	99	98	266	475

※各年度末現在

【所持者数】

（単位：人）

年齢	0～6歳	7～17歳	18～64歳	65歳以上	合計
所持者数	16	98	346	25	485

※令和4年度末現在

(4) 精神障害者

- 精神障害者保健福祉手帳登録者数も増加傾向にあり、令和4年度末で669人となっています。
- 手帳の等級は2級が最も多く370人で55.3を占めています。
- 年齢は、18～64歳が577人（86.2%）、65歳以上が75人（11.2%）となっています。

【登録者数】

（単位：人）

等級	1級	2級	3級	合計
令和4年度	45	370	254	669
令和3年度	42	345	218	605

※各年度末現在

【所持者数】

（単位：人）

年齢	0～6歳	7～17歳	18～64歳	65歳以上	合計
所持者数	1	16	577	75	669

※令和4年度末現在

(5) 難病患者

- 難病患者数を特殊疾病患者福祉手当受給者数からみると、令和4年度末で423人となっています。
- 疾病別では、「潰瘍性大腸炎」が55人と最も多く、次いで「人工透析を必要とする腎不全」が52人、「パーキンソン病」が36人となっています。

【難病患者数】

(単位：人)

疾病名	受給者数	疾病名	受給者数
ヌーナン症候群	2	ファロー四徴症	3
進行性核上性麻痺	3	サルコイドーシス	6
パーキンソン病	36	特発性間質性肺炎	2
大脳皮質基底核変性症	1	肺動脈性肺高血圧症	1
重症筋無力症	8	慢性血栓塞栓性肺高血圧症	2
多発性硬化症/視神経脊髄炎	5	リンパ脈管筋腫症	2
多系統萎縮症	4	網膜色素変性症	12
脊髄小脳変性症(多系統萎縮症除く。)	5	特発性門脈圧亢進症	1
慢性炎症性脱髄性多発神経炎/ 多巣性運動ニューロパチー	1	原発性胆汁性胆管炎	7
もやもや病	4	原発性硬化性胆管炎	3
類天疱瘡(後天性表皮水疱症を含む。)	1	自己免疫性肝炎	8
ライソゾーム病	1	クローン病	22
天疱瘡	3	潰瘍性大腸炎	55
表皮水疱症	1	多発血管炎性肉芽腫症	1
結節性多発動脈炎	1	若年性特発性関節炎	1
顕微鏡的多発血管炎	3	限局性皮質異形成	1
好酸球性多発血管炎肉芽腫症	3	軟骨無形成症	1
悪性関節リウマチ	2	肥大型心筋症	1
全身性エリテマトーデス	26	原発性免疫不全症候群	1
皮膚筋炎/多発性筋炎	9	胆道閉鎖症	1
全身性強皮症	12	一次性ネフローゼ症候群	9
混合性結合組織病	3	一次性膜性増殖性糸球体腎炎	1
シェーグレン症候群	7	間質性膀胱炎(ハンナ型)	1
ベーチェット病	4	フェニルケトン尿症	1
特発性拡張型心筋症	6	強直性脊柱炎	3
再生不良性貧血	1	後天性赤芽球癆	1
特発性血小板減少性紫斑病	6	I g G 4 関連疾患	4
I g A 腎症	4	好酸球性副鼻腔炎	6
多発性嚢胞腎	7	シトリン欠損症	1
黄色靭帯骨化症	3	先天性血液凝固因子欠乏症等	3
後縦靭帯骨化症	12	下垂体性T S H分泌亢進症	1
広範脊柱管狭窄症	1	下垂体性成長ホルモン分泌亢進症	3
特発性大腿骨頭壊死症	8	下垂体前葉機能低下症	7
下垂体性A D H分泌異常症	4	人工透析を必要とする腎不全	52
心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症	1	先天性気管狭窄症/先天性声門下狭窄症	1
合計		合計	423
		平成3年度 合計	407

※令和4年度末現在

(6) 児童・生徒の状況

- 市立小学校の特別支援学級に在籍する児童は66人、特別支援教室に通う児童は172人、通級指導学級に通う児童は35人です。
- 市立中学校の特別支援学級に在籍する生徒は42人、特別支援教室に通う生徒は51人です。
- 近隣自治体の特別支援学校等に在籍する児童・生徒数（市内に特別支援学校がないため）は、小学生25人、中学生17人、高校生32人です。

【市立小学校の特別支援学級・特別支援教室・通級指導学級の児童数】

(単位：人)

特別支援学級	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
福生第一小学校(ひまわり学級)	4	5	5	3	6	3	26
福生第二小学校(くまがわ学級)	4	2	1	1	5	3	16
福生第六小学校(かめのこ学級)	5	1	5	2	5	6	24
計	13	8	11	6	16	12	66
特別支援教室	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
福生第一小学校	5	3	5	2	5	5	25
福生第二小学校	4	5	5	1	1	6	22
福生第三小学校	5	1	10	3	9	5	33
福生第四小学校	0	1	9	4	9	5	28
福生第五小学校	5	7	6	1	3	2	24
福生第六小学校	3	1	7	6	2	7	26
福生第七小学校	0	1	6	5	0	2	14
計	22	19	48	22	29	32	172
通級指導学級	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
福生第七小学校(ことばの教室)	5	8	8	3	5	6	35
合計	40	35	67	31	50	50	273

※令和4年度末現在

【市立中学校の特別支援学級・特別支援教室の生徒数】

(単位：人)

特別支援学級	1年	2年	3年	合計
福生第一中学校(8組)	12	9	12	33
福生第一中学校(9組)	5	3	1	9
計	17	12	13	42
特別支援教室	1年	2年	3年	合計
福生第一中学校(福一教室)	4	2	6	12
福生第二中学校(福二教室)	8	8	8	24
福生第三中学校(福三教室)	6	4	5	15
計	18	14	19	51
合計	35	26	32	93

※令和4年度末現在

【近隣自治体の特別支援学校等に在籍する児童・生徒数】

(単位：人)

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
小学生	5	1	2	9	4	4	25
中学生	8	7	2				17
高校生	10	13	9				32
合計	23	21	13				74

※令和4年度末現在

(7) 就学前の子どもの状況

- 就学前の子どものうち、教育・保育施設での障害児の受入れ人数は次のとおりです。

【受入れ人数】

(単位：人)

	人数
保育所	44
認定こども園	3
幼稚園	16
合計	63

※令和4年度末現在

2 障害福祉サービスの利用状況（第6期計画期間）

(1) 障害福祉サービス・相談支援

① 訪問系サービス

【サービスの概要】

サービス名	内容
居宅介護	自宅で、入浴・排せつ・食事等の介護を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人（平成26年4月から対象者を重度の知的障害者・精神障害者に拡大）に、自宅で入浴・排せつ・食事の介護・外出時における移動支援などを総合的に行います。
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人が外出するときに、必要な視覚的情報の支援、外出先での排せつ・食事等の支援を行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

【計画値と実績値（月当たり）】

サービス名	年度	令和3年度		令和4年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値
居宅介護	利用者数/月	計画値	98人	99人	
		実績値	91人	92人	
		計画対比	92.9%	92.9%	
	延利用時間/月	計画値	1,402時間	1,307時間	
		実績値	1,461時間	1,416時間	
		計画対比	104.2%	108.3%	
重度訪問介護	利用者数/月	計画値	12人	17人	
		実績値	5人	5人	
		計画対比	41.7%	29.4%	
	延利用時間/月	計画値	1,229時間	1,435時間	
		実績値	687時間	610時間	
		計画対比	55.9%	42.5%	
同行援護	利用者数/月	計画値	13人	11人	
		実績値	16人	16人	
		計画対比	123.1%	145.5%	
	延利用時間/月	計画値	295時間	273時間	
		実績値	318時間	322時間	
		計画対比	107.8%	117.9%	

サービス名	年度		令和3年度	令和4年度
行動援護	利用者数/月	計画値	1人	1人
		実績値	1人	1人
		計画対比	100.0%	100.0%
	延利用時間/月	計画値	10時間	10時間
		実績値	15時間	26時間
		計画対比	150.0%	260.0%
重度障害者等 包括支援	利用者数/月	計画値	0人	0人
		実績値	0人	0人
		計画対比	—	—
	延利用時間/月	計画値	0時間	0時間
		実績値	0時間	0時間
		計画対比	—	—

【概括】

- 「同行援護」、「行動援護」は、実績値が計画値を上回っています。
- 「重度訪問介護」は、実績値が計画値を下回っています。

② 日中活動系サービス

【サービスの概要】

サービス名	内 容
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴・排せつ・食事等の介護を行います。
自立訓練（機能訓練）	身体障害者に、身体機能・生活能力の維持・向上等のために必要なりハビリテーション、生活等に関する相談や必要な支援を行います。
自立訓練（生活訓練）	知的障害者及び精神障害者に、食事や家事等、自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談や必要な支援を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援	一般企業での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。雇用契約に基づいて労働の機会を提供するA型、雇用契約を結ばないB型があります。
就労定着支援	一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で入浴・排せつ・食事の介護等を行います。

【計画値と実績値（月当たり）】

サービス名	年度		令和3年度	令和4年度
	利用者数/月	計画値	実績値	計画対比
生活介護	利用者数/月	計画値	110人	112人
		実績値	101人	100人
		計画対比	91.8%	89.3%
	利用日数/月	計画値	2,117日	2,180日
		実績値	1,909日	1,869日
		計画対比	90.2%	85.7%
自立訓練（機能訓練）	利用者数/月	計画値	1人	1人
		実績値	1人	0人
		計画対比	100.0%	0.0%
	利用日数/月	計画値	5日	5日
		実績値	17日	5日
		計画対比	340.0%	100.0%
自立訓練（生活訓練）	利用者数/月	計画値	6人	7人
		実績値	8人	7人
		計画対比	133.3%	100.0%
	利用日数/月	計画値	100日	108日
		実績値	139日	136日
		計画対比	139.0%	125.9%

サービス名	年度		令和3年度	令和4年度
就労移行支援	利用者数/月	計画値	20人	20人
		実績値	14人	14人
		計画対比	70.0%	70.0%
	利用日数/月	計画値	313日	309日
		実績値	212日	241日
		計画対比	67.7%	78.0%
就労継続支援A型	利用者数/月	計画値	17人	22人
		実績値	10人	10人
		計画対比	58.8%	45.5%
	利用日数/月	計画値	363日	474日
		実績値	202日	197日
		計画対比	55.6%	41.6%
就労継続支援B型	利用者数/月	計画値	184人	207人
		実績値	112人	133人
		計画対比	60.9%	64.3%
	利用日数/月	計画値	2,092日	2,194日
		実績値	1,830日	2,140日
		計画対比	87.5%	97.5%
就労定着支援	利用者数/月	計画値	5人	7人
		実績値	8人	7人
		計画対比	160.0%	100.0%
療養介護	利用者数/月	計画値	5人	5人
		実績値	5人	5人
		計画対比	100.0%	100.0%
短期入所（福祉型）	利用者数/月	計画値	35人	36人
		実績値	25人	27人
		計画対比	71.4%	75.0%
	利用日数/月	計画値	255日	252日
		実績値	197日	203日
		計画対比	77.3%	80.6%
短期入所（医療型）	利用者数/月	計画値	1人	1人
		実績値	1人	1人
		計画対比	100.0%	100.0%
	利用日数/月	計画値	5日	5日
		実績値	4日	4日
		計画対比	80.0%	80.0%

【概括】

- 「自立訓練（生活訓練）」、「就労定着支援」は利用実績が計画値を上回っています。
- 一方、「生活介護」、「就労移行支援」、「就労継続支援A型」、「就労継続支援B型」、「短期入所（福祉型）」は利用実績が計画値を下回っています。

③ 居住系サービス

【サービスの概要】

サービス名	内 容
自立生活援助	一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し必要な支援を行います。
共同生活援助	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴・排せつ・食事の介護等を行います。

【計画値と実績値（月当たり）】

サービス名	年度	令和3年度		令和4年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値
自立生活援助	利用者数/月	計画値	1人	1人	1人
		実績値	0人	0人	0人
		計画対比	0.0%	0.0%	0.0%
共同生活援助	利用者数/月	計画値	84人	94人	94人
		実績値	75人	84人	84人
		計画対比	89.3%	89.4%	89.4%
	定員	計画値	107人	107人	107人
		実績値	107人	107人	107人
		計画対比	100.0%	100.0%	100.0%
施設入所支援	利用者数/月	計画値	38人	38人	38人
		実績値	37人	35人	35人
		計画対比	97.4%	92.1%	92.1%

【概括】

- 「共同生活援助（利用者数/月）」、「施設入所支援」は、利用実績が計画値を下回っています。
- 「自立生活援助」は、利用実績が0人でした。

④ 相談支援関連

【サービスの概要】

サービス名		内容
計画相談支援・ 障害児相談支援		障害福祉サービス又は地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）を利用する障害者（児）に、サービス等利用計画などを作成し、サービス提供事業者との連絡・調整、モニタリングを行います。
地域 相談 支援	地域移行支援	施設入所や入院等をしている障害者に対して、外出の同行支援や住居の確保、地域生活への移行等に関する相談などの必要な支援を行います。
	地域定着支援	居宅で一人暮らしをしている障害者や、家庭の状況等により同居している家族による支援を受けられない障害者に対して、常時の連絡体制を確保し、緊急時における連絡・相談などの支援を行います。

【計画値と実績値（月当たり）】

サービス名	年度		令和3年度	令和4年度
	実人数/月			
計画相談支援	実人数/月	計画値	108人	126人
		実績値	102人	106人
		計画対比	94.4%	84.1%
地域移行支援	実人数/月	計画値	1人	1人
		実績値	0人	0人
		計画対比	0.0%	0.0%
地域定着支援	実人数/月	計画値	1人	1人
		実績値	0人	0人
		計画対比	0.0%	0.0%

【概括】

- 「計画相談支援」は、利用実績が計画値を下回っています。
- 「地域移行支援」、「地域定着支援」は提供見込み量を定めていたものの、令和3年度以降の利用実績は0人でした。

(2) 地域生活支援事業

① 理解促進研修・啓発事業

市民に対して、障害者（児）の理解を深めるための研修や啓発（イベントや教室の開催、パンフレットの配布等）を行います。

【計画値と実績値（年当たり）】

サービス名	年度		令和3年度	令和4年度
	回数/年	計画値	21回	22回
理解促進研修・啓発事業		実績値	48回	66回
		計画対比	228.6%	300.0%

【概括】

- 庁舎等における障害者差別解消法講座、地域福祉講座及び市役所内における障害者施設による授産品販売を行い、市民に対して、障害者理解の促進と啓発を図り、計画値を上回る実績となっています。

② 自発的活動支援事業

障害者、その家族、市民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援します。

【計画値と実績値（年当たり）】

サービス名	年度		令和3年度	令和4年度
	回数/年	計画値	8件	8件
自発的活動支援事業		実績値	0件	1件
		計画対比	0.0%	12.5%

【概括】

- 当事者会及び家族会の活動を支援し、障害者等の社会参加の促進を図っていますが、令和3年度以降、実績が計画値を下回っています。

③ 相談支援事業

障害者の多様なニーズに対し、柔軟に対応ができるよう、事業所との連絡、調整などを行い適切な支援に努めます。

【事業の概要】

サービス名	内 容
相談支援事業	障害者やその家族などからの相談に応じ、必要な情報の提供、福祉サービスの利用支援、権利擁護のために必要な援助などを行います。
基幹相談支援センター	基幹相談支援センター等に専門的な職員を配置し、地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成支援、地域移行に向けた取組等を行います。
市町村相談支援機能強化事業	相談支援事業の機能を強化するため、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置します。
住宅入居等支援事業	賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な知的障害者や精神障害者に対し、入居に必要な調整等を行います。

【計画値と実績値（年当たり）】

サービス名	年度	令和3年度	令和4年度
障害者相談支援事業	箇所	計画値	3箇所
		実績値	3箇所
		計画対比	100.0%
基幹相談支援センター	設置の有無	計画値	有
		実績値	有
		計画対比	—
市町村相談支援機能強化事業	実施の有無	計画値	有
		実績値	有
		計画対比	—
住宅入居等支援事業	実施の有無	計画値	有
		実績値	無
		計画対比	—

【概括】

- 「障害者相談支援事業」は、計画値通り3箇所の設置となっています。

④ 成年後見制度利用支援事業

知的障害、精神障害等で判断が不十分な人について、成年後見制度の利用を支援するため、その費用の助成等を行います。

【計画値と実績値（年当たり）】

サービス名	年度		令和3年度	令和4年度
成年後見制度利用支援事業	利用者数/年	計画値	10人	7人
		実績値	3人	2人
		計画対比	30.0%	28.6%
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	計画値	無	無
		実績値	—	—
		計画対比	—	—

【概括】

- 「成年後見制度利用支援事業」は、利用実績が計画値を下回っています。

⑤ 意思疎通支援事業（手話通訳者等派遣事業）

聴覚、言語機能、音声機能、視覚、その他の障害のため、意思の疎通を図ることに支障がある人に、手話通訳者等の派遣を行い、意思疎通の円滑化を図ります。

【計画値と実績値（年当たり）】

サービス名	年度		令和3年度	令和4年度
手話通訳者等派遣事業	回数/年	計画値	120回	133回
		実績値	31回	29回
		計画対比	25.8%	21.8%
テレビ電話手話通訳サービス等事業	設置数/年	計画値	1台	1台
		実績値	1台	1台
		計画対比	100.0%	100.0%

【概括】

- 「手話通訳者等派遣事業」は、利用実績が計画値を下回っています。

⑥ 手話通訳者養成研修事業

意思疎通支援事業等の充実を図るため、手話通訳者養成研修を実施し、手話通訳者の技能の向上を促進します。

【計画値と実績値（年当たり）】

サービス名	年度		令和3年度	令和4年度
手話通訳者養成研修事業	年間実人数	計画値	9人	9人
		実績値	11人	11人
		計画対比	122.2%	122.2%

【概括】

- 「手話通訳者養成研修事業」は、利用実績が計画値を上回っています。

⑦ 日常生活用具給付等事業

重度障害者に対して、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付することなどにより、生活の便宜を図り、その福祉の増進を図ります。

【計画値と実績値（年当たり）】

サービス名	年度		令和3年度	令和4年度
介護・訓練支援用具	件数/年	計画値	4件	4件
		実績値	5件	2件
		計画対比	125.0%	50.0%
自立生活支援用具	件数/年	計画値	5件	4件
		実績値	12件	10件
		計画対比	240.0%	250.0%
在宅療養等支援用具	件数/年	計画値	3件	2件
		実績値	10件	7件
		計画対比	333.3%	350.0%
情報・意思疎通支援用具	件数/年	計画値	2件	1件
		実績値	9件	14件
		計画対比	450.0%	1400.0%
排泄管理支援用具	件数/年	計画値	1,075件	1,061件
		実績値	1,034件	996件
		計画対比	96.2%	93.9%
居宅生活動作補助用具（住宅改修）	件数/年	計画値	2件	2件
		実績値	1件	0件
		計画対比	50.0%	0.0%

【概括】

- 「介護・訓練支援用具」は、令和3年度では利用実績が計画値を上回ったものの、令和4年度は下回っています。
- 「自立生活支援用具」、「在宅療養等支援用具」、「情報・意思疎通支援用具」は、利用実績が計画値を上回っています。
- 「排泄管理支援用具」は、利用実績が計画値をやや下回っています。
- 「居宅生活動作補助用具(住宅改修)」は、利用実績が計画値を下回っています。

⑧ 移動支援事業

屋外での移動が困難な障害者等について、外出のための支援を行い、地域における自立生活と社会参加を促進します。

【計画値と実績値（月当たり）】

サービス名	年度		令和3年度	令和4年度
	移動支援事業	利用者数/月	計画値	72人
実績値			52人	58人
計画対比			72.2%	73.4%
総利用時間数/月		計画値	827時間	864時間
		実績値	585時間	583時間
		計画対比	70.7%	67.5%

【概括】

- 「移動支援事業」は、利用実績が計画値を下回っています。

⑨ 地域活動支援センター

創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流等を行います。

【計画値と実績値（年・月当たり）】

サービス名	年度		令和3年度	令和4年度
	地域活動支援センター	実施箇所	計画値	2箇所
実績値			2箇所	2箇所
計画対比			100.0%	100.0%
利用者数/ 月		計画値	69人	77人
		実績値	55人	54人
		計画対比	79.7%	70.1%

【概括】

- 「地域活動支援センター」の設置数は計画値に達しています。一方、利用者数は利用実績が計画値を下回っています。

⑩ 任意事業

【事業の概要】

サービス名	内容
更生訓練費支給事業	社会復帰等を目的として自立訓練施設等において更生訓練を行う障害者を対象に、訓練費を支給します。
日中一時支援事業	障害者等に日中の活動・訓練の場を提供し、在宅で介護をしている家族の就労や一時的な休息を支援します。
声の広報・市議会だより発行事業	視覚障害者を対象に、広報や市議会だよりの内容を収録した音声データ（デジタイズ方式・CD版）を届けて利便性の向上を図ります。
重度身体障害者（児）訪問入浴サービス事業	訪問により居宅において入浴サービスを提供し、在宅の重度身体障害者（児）の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。
重度身体障害児入浴サービス事業	福祉センターの特殊浴槽を活用してサービスを提供し、身体の清潔を保つとともに、家族の介護等の軽減を図ります。
自動車運転教習助成事業	身体障害者の生活圏の拡大と日常生活の利便を図るため、自動車運転免許取得にかかる費用を助成します。
自動車改造費助成事業	自らが所有し、運転している自動車の一部を改造する必要がある人に、その改造費の助成を行います。

【計画値と実績値】

サービス名		年度	令和3年度	令和4年度	
更生訓練費給付事業	実利用人数/年	計画値	1人	1人	
		実績値	1人	1人	
		計画対比	100.0%	100.0%	
日中一時支援事業	実利用人数/月	計画値	1人	1人	
		実績値	0人	0人	
		計画対比	0.0%	0.0%	
声の広報等発行事業	声の市議会だより	利用者数/回	計画値	14人	14人
		実績値	14人	13人	
		計画対比	100.0%	92.9%	
	声の広報	利用者数/回	計画値	12人	12人
			実績値	12人	12人
			計画対比	100.0%	100.0%
	声のごみ・リサイクルカレンダー、福生市ごみ・資源分別一覧	利用者数/回	計画値	8人	9人
			実績値	9人	9人
			計画対比	112.5%	100.0%
	声のあなたとわたし	利用者数/回	計画値	8人	8人
			実績値	9人	9人
			計画対比	112.5%	112.5%
	声の教育広報	利用者数/回	計画値	9人	9人
			実績値	9人	9人
			計画対比	100.0%	100.0%
重度身体障害者（児）訪問入浴サービス事業	利用者数/月	計画値	2人	2人	
		実績値	2人	1人	
		計画対比	100.0%	50.0%	
重度身体障害児入浴サービス事業	利用者数/月	計画値	1人	1人	
		実績値	0人	0人	
		計画対比	0.0%	0.0%	
自動車運転教習助成事業	利用件数/年	計画値	1件	1件	
		実績値	0件	1件	
		計画対比	0.0%	100.0%	
自動車改造費助成事業	利用件数/年	計画値	1件	1件	
		実績値	0件	0件	
		計画対比	0.0%	0.0%	

【概括】

- 「更生訓練費給付事業」、「声の広報等発行事業」の実績値は、概ね計画値と同程度の実績となっています。
- 一方、「日中一時支援事業」、「重度身体障害児入浴サービス事業」「自動車改造費助成事業」は計画値を定めていたものの、実績値は0人となっています。
- 「重度身体障害者（児）訪問入浴サービス事業」は、令和3年度は計画値どおりですが、令和4年度は実績値が計画値を下回っています。

(3) 障害児通所支援サービス

① 児童発達支援

未就学の障害児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。

【計画値と実績値（月当たり）】

サービス名	年度		令和3年度	令和4年度
児童発達支援	利用者数/月	計画値	20人	23人
		実績値	35人	48人
		計画対比	175.0%	208.7%
	利用日数/月	計画値	70日	66日
		実績値	252日	303日
		計画対比	360.0%	459.1%
医療型児童発達支援	利用者数/月	計画値	1人	1人
		実績値	0人	0人
		計画対比	0.0%	0.0%
	利用日数/月	計画値	5日	5日
		実績値	0日	0日
		計画対比	0.0%	0.0%
居宅訪問型児童発達支援	利用者数/月	計画値	1人	1人
		実績値	0人	0人
		計画対比	0.0%	0.0%
	利用日数/月	計画値	5日	5日
		実績値	0日	0日
		計画対比	0.0%	0.0%

【概括】

- 「児童発達支援」は、実績値が計画値を上回っています。
- 「医療型児童発達支援」「居宅訪問型児童発達支援」は計画値を定めていたものの、実績値は0人でした。

② 放課後等デイサービス

学校に通学している障害児に対して、放課後・休日や夏休み等の長期休暇中に、生活力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等の支援を行います。

【計画値と実績値（月当たり）】

サービス名	年度	令和3年度	令和4年度
放課後等デイサービス	利用者数/月	計画値	70人
		実績値	75人
		計画対比	107.1%
	利用日数/月	計画値	818日
		実績値	879日
		計画対比	107.5%

【概括】

- 「放課後等デイサービス」は、利用者数、利用日数ともに実績値が計画値を上回っています。

③ 保育所等訪問支援

保育所等を利用中の障害児に対して、利用する保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行います。

【計画値と実績値（月当たり）】

サービス名	年度		令和3年度	令和4年度
保育所等訪問支援	利用者数/月	計画値	1人	1人
		実績値	2人	3人
		計画対比	200.0%	300.0%
	利用日数/月	計画値	1日	1日
		実績値	5日	6日
		計画対比	500.0%	600.0%

【概括】

- 「保育所等訪問支援」は利用者数、利用日数ともに実績値が計画値を上回っています。

④ 障害児相談支援

障害児通所支援（放課後等デイサービス・児童発達支援など）を利用する前に障害児支援利用計画を作成し（障害児支援利用援助）、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う（継続障害児支援利用援助）等の支援を行います。

【計画値と実績値（月当たり）】

サービス名	年度		令和3年度	令和4年度
障害児相談支援	利用者数/月	計画値	27人	33人
		実績値	33人	41人
		計画対比	122.2%	124.2%

【概括】

- 「障害児相談支援」は実績値が計画値を上回っています。

⑤ 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

医療的ケア児に対する支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等の配置を促進します。

【計画値と実績値（年当たり）】

サービス名	年度		令和3年度	令和4年度
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	配置人数/年	計画値	1人	1人
		実績値	1人	1人
		計画対比	100.0%	100.0%

【概括】

- 「医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置」の利用実績は計画値どおりとなっています。

(4) 発達障害者等に対する支援

① パARENTトレーニングやPARENTプログラム等の支援プログラム等の受講者数

支援が必要な発達障害の子どもの保護者等のニーズを捉え、支援機関等での「PARENTトレーニングやPARENTプログラム等の支援プログラム等の受講」を促進します。

【計画値と実績値（年当たり）】

サービス名	年度		令和3年度	令和4年度
PARENTトレーニングやPARENTプログラム等の支援プログラム等の受講者数	受講者数/年	計画値	0人	0人
		実績値	0人	0人
		計画対比	—	—

【概括】

- 「PARENTトレーニングやPARENTプログラム等の支援プログラム等」を促進できるよう努めます。

② パARENTメンターの人数

発達障害の子どもの保護者等のサポートや情報提供等を行う「ペアレントメンター」の育成を進めます。

【計画値と実績値（年当たり）】

サービス名	年度		令和3年度	令和4年度
ペアレントメンターの人数	人数/年	計画値	0人	0人
		実績値	0人	0人
		計画対比	—	—

【概括】

○ ペアレントメンターの育成を促進できるよう努めます。

③ ピアサポートの活動への参加者数

保健所との連携に努め、障害のある人自身が、自らの体験に基づいて、同じ障害のある方を支え合う「ピアサポートの活動への参加」を促進します。

【計画値と実績値（年当たり）】

サービス名	年度		令和3年度	令和4年度
ピアサポートの活動への参加人数	参加者数/年	計画値	0人	0人
		実績値	0人	0人
		計画対比	—	—

【概括】

○ ピアサポートの活動への参加促進に努めます。

(5) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

① 保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数

重層的な連携による支援体制を構築するため、庁内で連携し、「保健、医療及び福祉関係者による協議の場」が開催できるよう努めます。

【計画値と実績値（年当たり）】

サービス名	年度		令和3年度	令和4年度
保健、医療及び福祉関係者による協議	開催回数/年	計画値	—	—
		実績値	—	—
		計画対比	—	—

【概括】

○ 「保健、医療及び福祉関係者による協議の場」は協議を開催できるよう努めます。

② 保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者ごとの参加者数

「保健、医療及び福祉関係者による協議の場」に必要な、保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者の確保に努めます。

【計画値と実績値（年当たり）】

サービス名	年度		令和3年度	令和4年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者ごとの参加	参加者数/年	計画値	—	—
		実績値	—	—
		計画対比	—	—

【概括】

○ 「保健、医療及び福祉関係者による協議の場」の参加促進に努めます。

③ 保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数

「保健、医療及び福祉関係者による協議の場」において、目標設定及び評価の実施を検討します。

【計画値と実績値（年当たり）】

サービス名	年度		令和3年度	令和4年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	実施回数/年	計画値	—	—
		実績値	—	—
		計画対比	—	—

【概括】

- 「保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数」については、実施できるよう努めます。

(6) 福祉施設から一般就労への移行等

① 精神障害者の地域移行支援

事業者や病院と連携し、精神障害者の地域移行に努めます。

【計画値と実績値（月当たり）】

サービス名	年度		令和3年度	令和4年度
精神障害者の地域移行支援	移行者数/月	計画値	1人	1人
		実績値	0人	0人
		計画対比	0.0%	0.0%

【概括】

- 「精神障害者の地域移行支援」は令和3年度から計画値が設定されていますが、実績値は0人となっています。

② 精神障害者の地域定着支援

事業者や病院と連携し、精神障害者の地域定着に努めます。

【計画値と実績値（月当たり）】

サービス名	年度		令和3年度	令和4年度
	精神障害者の地域定着支援	定着者数/月	計画値	1人
実績値			0人	0人
計画対比			0.0%	0.0%

【概括】

- 「精神障害者の地域定着支援」は令和3年度から計画値が設定されていますが、実績値は0人となっています。

③ 精神障害者の共同生活援助

近隣の提供事業者と連携して、サービス量を確保していきます。

【計画値と実績値（月当たり）】

サービス名	年度		令和3年度	令和4年度
	精神障害者の共同生活援助	利用者数/月	計画値	20人
実績値			19人	24人
計画対比			95.0%	114.3%

【概括】

- 「精神障害者の共同生活援助」の実績値は、4年度は計画値を上回っています。

④ 精神障害者の自立生活援助

近隣の提供事業者と連携して、サービス量を確保していきます。

【計画値と実績値（月当たり）】

サービス名	年度		令和3年度	令和4年度
精神障害者の自立生活援助	利用者数/月	計画値	1人	1人
		実績値	0人	1人
		計画対比	0.0%	100.0%

【概括】

- 「精神障害者の自立生活援助」の利用者数は、令和4年度は計画値通りとなっています。

(7) 相談支援体制の充実・強化のための取組

「総合的・専門的な相談支援」を実施し、「地域の相談支援事業者への専門的な指導・助言件数」「地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数」「地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数」の見込みを設定し、相談支援体制の充実・強化に努めます。

【計画値と実績値（年当たり）】

サービス名	年度		令和3年度	令和4年度
	実施の有無			
総合的・専門的な相談支援の実施の有無	実施の有無	計画値	有	有
		実績値	有	有
		計画対比	—	—
地域の相談支援事業者への専門的な指導・助言件数	指導・助言件数/年	計画値	12件	12件
		実績値	7件	7件
		計画対比	58.3%	58.3%
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	支援件数/年	計画値	1件	1件
		実績値	0件	0件
		計画対比	0.0%	0.0%
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	実施回数/年	計画値	1回	1回
		実績値	1回	1回
		計画対比	100.0%	100.0%

【概括】

- 「総合的・専門的な相談支援の実施の有無」、「地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数」の実施の有無、実施回数は計画値通りとなっています。
- 「地域の相談支援事業者への専門的な指導・助言件数」「地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数」の実績値は、計画値を下回っています。

(8) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組

都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修等に市職員が参加し、障害福祉サービス等の質の向上に努めます。

【計画値と実績値（年当たり）】

サービス名	年度		令和3年度	令和4年度
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修の参加人数	参加人数/年	計画値	2人	2人
		実績値	2人	4人
		計画対比	100.0%	200.0%
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果の共有体制の整備	体制整備の有無	計画値	無	無
		実績値	無	無
		計画対比	—	—
審査結果の共有回数	共有回数/年	計画値	—	—
		実績値	—	—
		計画対比	—	—

【概括】

- 「都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修の参加人数」は、実績値が計画値を上回っています。
- 「障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果の共有体制の整備」、「審査結果の共有回数」は、令和3年度、4年度実績がありません。

3 障害者生活実態調査結果

(1) 調査の概要

①調査の目的

令和5年度に予定している「福生市障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」を策定するにあたり、基礎資料として活用するため、実態調査を実施しました。

②調査対象

対象者（在宅で生活し次に該当する市民の方）		対象者数
障害者	身体障害者手帳所持者	1,439
	愛の手帳所持者	304
	精神障害者保健福祉手帳所持者	572
	特殊疾病患者福祉手当受給者	429
障害児	身体障害者手帳所持者	28
	愛の手帳所持者	112
	精神障害者保健福祉手帳所持者	15
	特殊疾病患者福祉手当受給者	1

③調査基準日

令和4年10月1日

④調査期間

令和4年12月1日～令和4年12月20日

⑤調査方法

郵送配付・郵送回収方式

⑥回収状況

	配布数	有効回収数	有効回収率
障害者	2,499 通	1,311 通	52.5%
障害児	137 通	64 通	46.7%

※配布数は重複して手帳等を所持されている方もいるので、上記対象者数と一致しません。

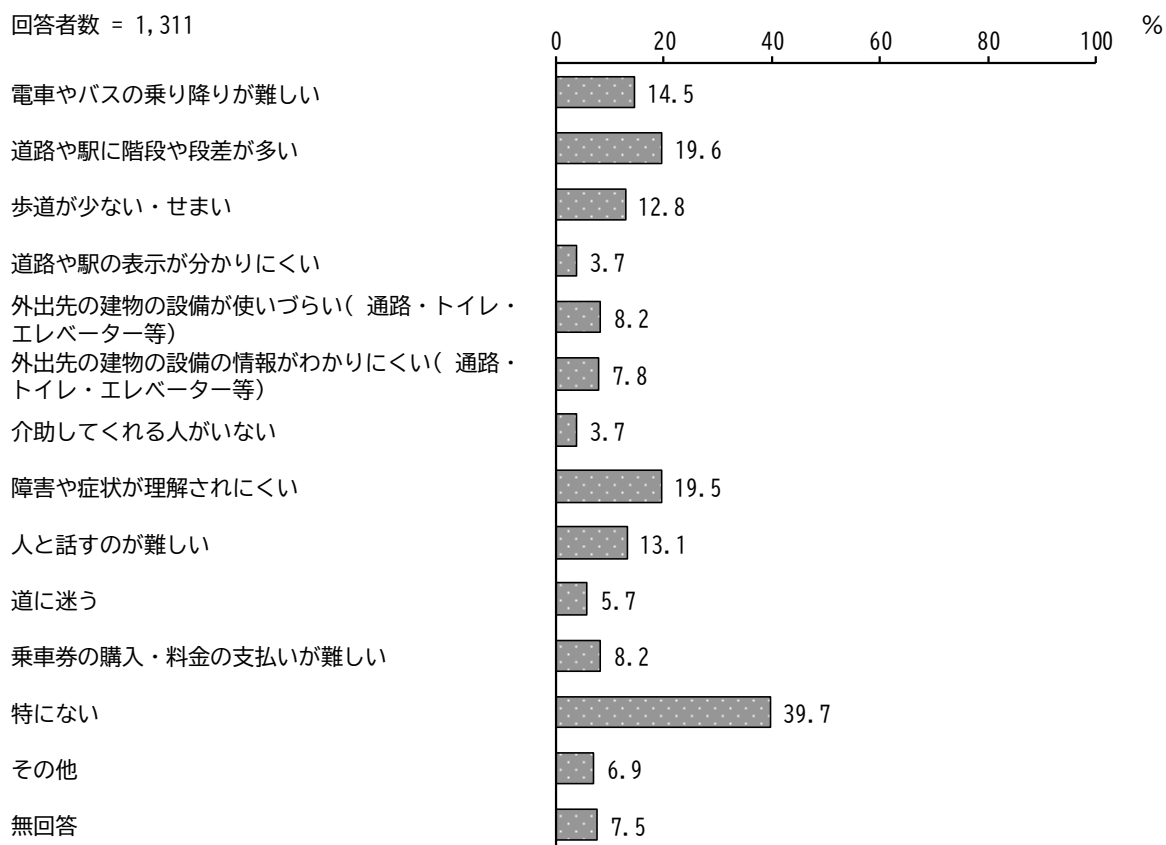
(2) 日常生活について

・外出時に困ること

【障害者】

「特にない」の割合が39.7%と最も多く、次いで「道路や駅に階段や段差が多い」の割合が19.6%、「障害や症状が理解されにくい」の割合が19.5%となっています。

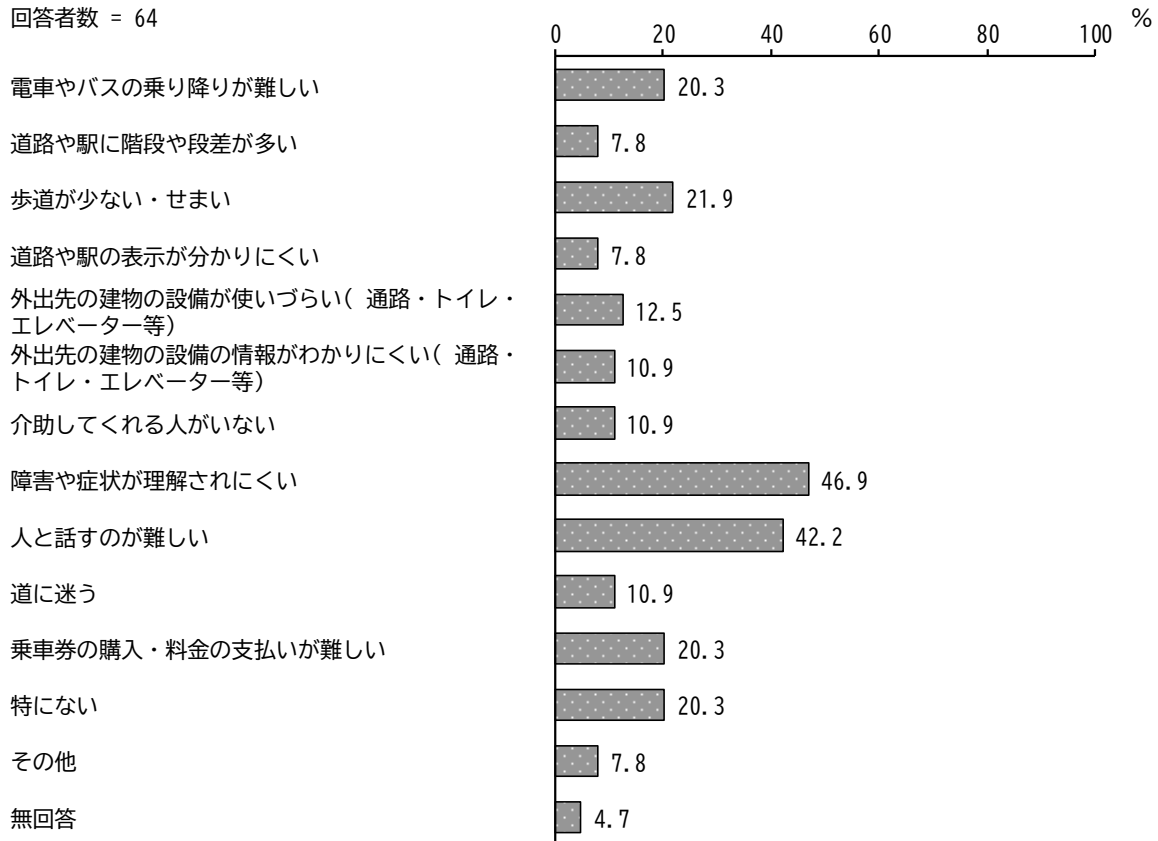
回答者数 = 1,311



【障害児】

「障害や症状が理解されにくい」の割合が46.9%と最も多く、次いで「人と話すのが難しい」の割合が42.2%、「歩道が少ない・せまい」の割合が21.9%となっています。

回答者数 = 64



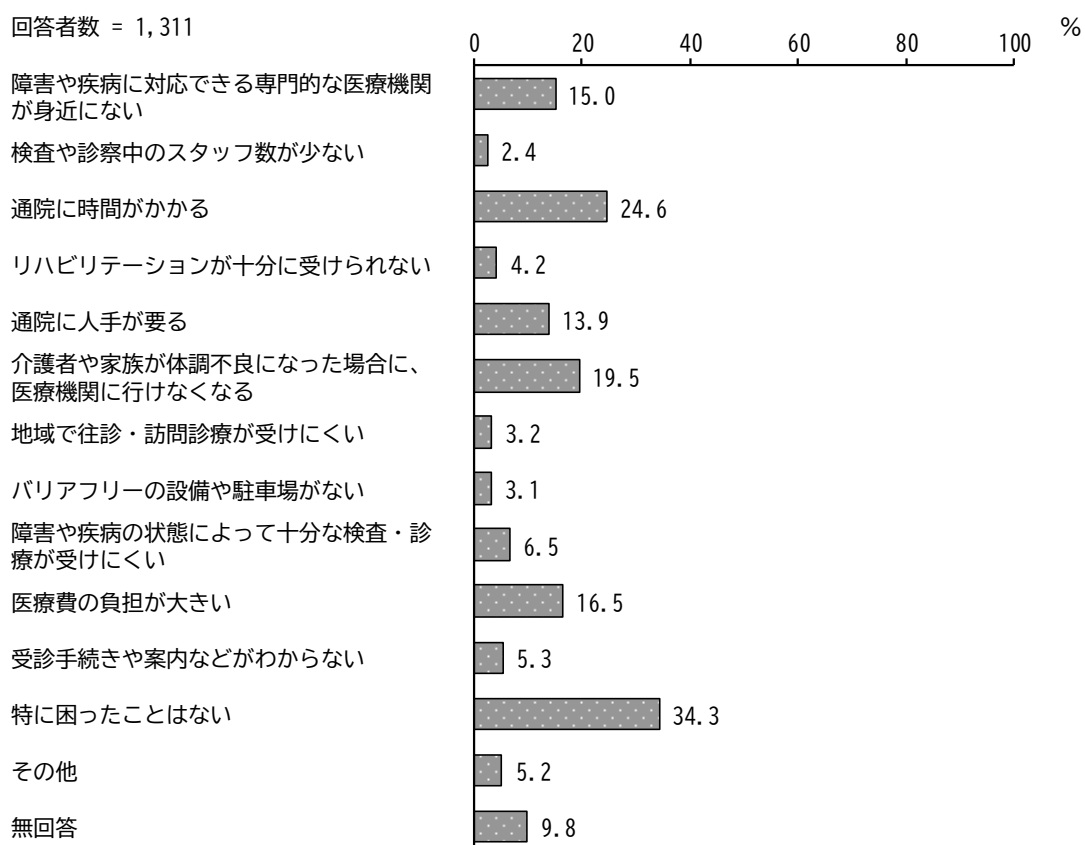
(3) 健康・医療について

① 健康管理や医療について困っていること

【障害者】

「特に困ったことはない」の割合が 34.3%と最も多く、次いで「通院に時間がかかる」の割合が 24.6%、「介護者や家族が体調不良になった場合に、医療機関に行けなくなる」の割合が 19.5%となっています。

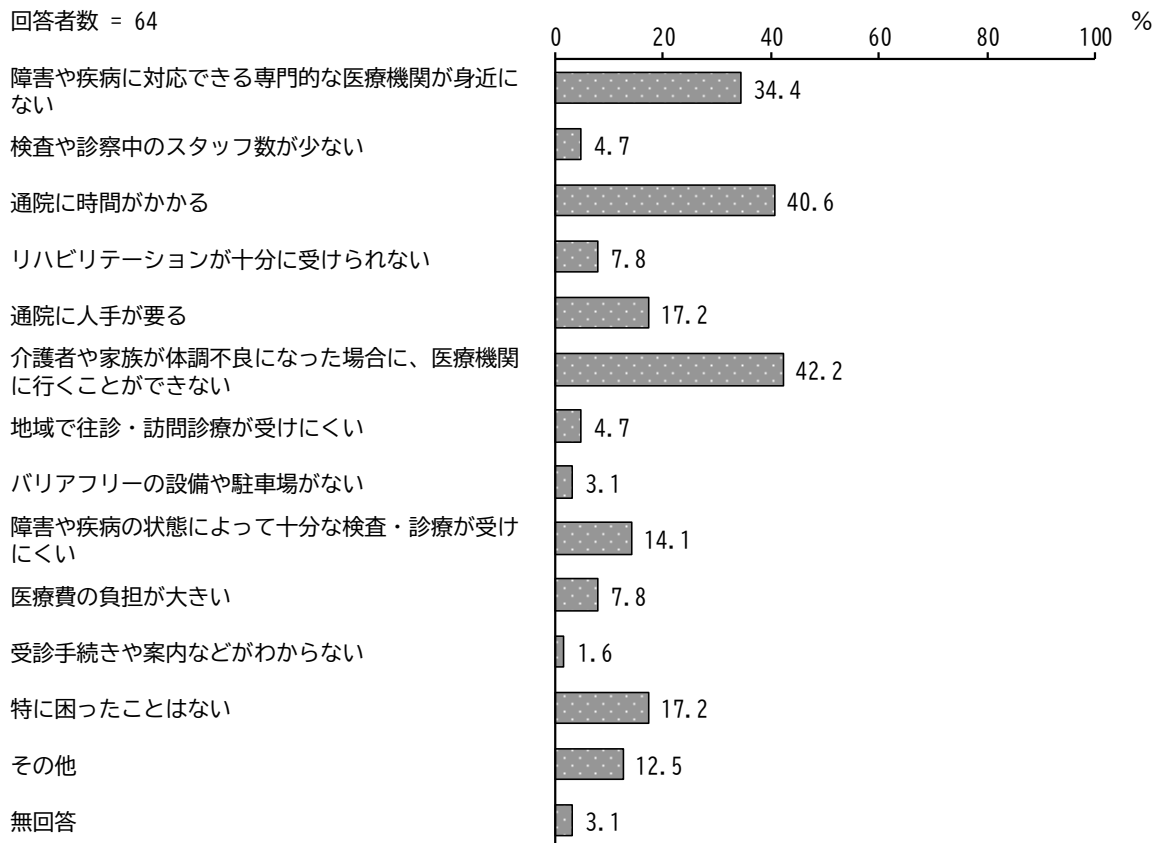
回答者数 = 1,311



【障害児】

「介護者や家族が体調不良になった場合に、医療機関に行くことができない」の割合が42.2%と最も多く、次いで「通院に時間がかかる」の割合が40.6%、「障害や疾病に対応できる専門的な医療機関が身近にない」の割合が34.4%となっています。

回答者数 = 64

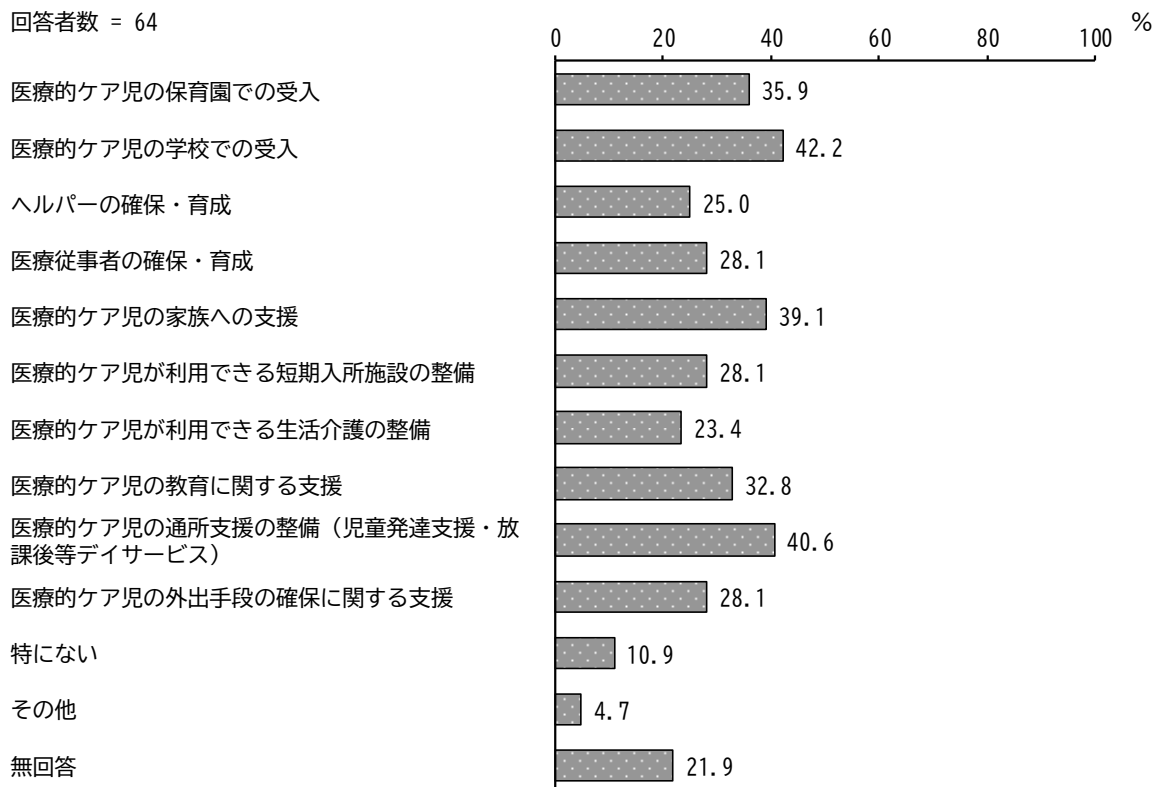


② 医療的ケア児に必要な支援

【障害児】

「医療的ケア児の学校での受入」の割合が42.2%と最も多く、次いで「医療的ケア児の通所支援の整備（児童発達支援・放課後等デイサービス）」の割合が40.6%、「医療的ケア児の家族への支援」の割合が39.1%となっています。

回答者数 = 64

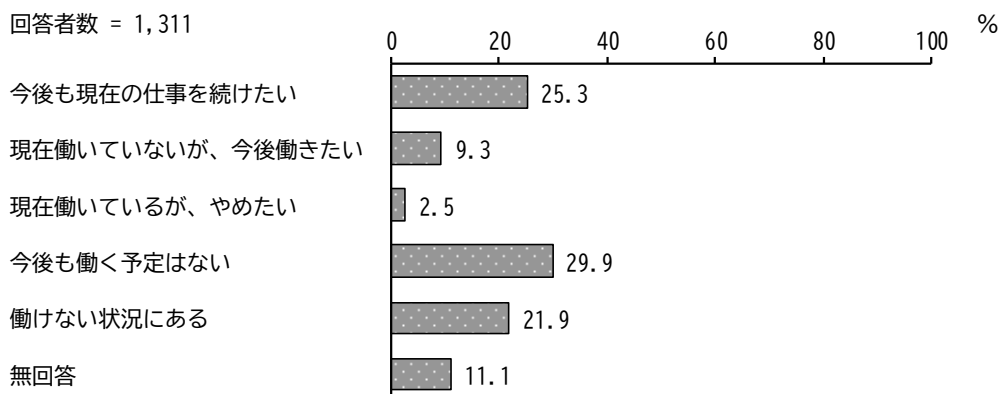


(4) 就労について

① 現在の就労状況

【障害者】

「今後も働く予定はない」の割合が29.9%と最も多く、次いで「今後も現在の仕事を続けたい」の割合が25.3%、「働けない状況にある」の割合が21.9%となっています。



<障害種別>

現在の就労状況については、身体障害者、難病患者は「今後も働く予定はない」（順に36.9%、31.1%）、知的障害者で「今後も現在の仕事を続けたい」（51.0%）、精神障害者で「働けない状況にある」（32.2%）が最も多くなっています。

単位：%

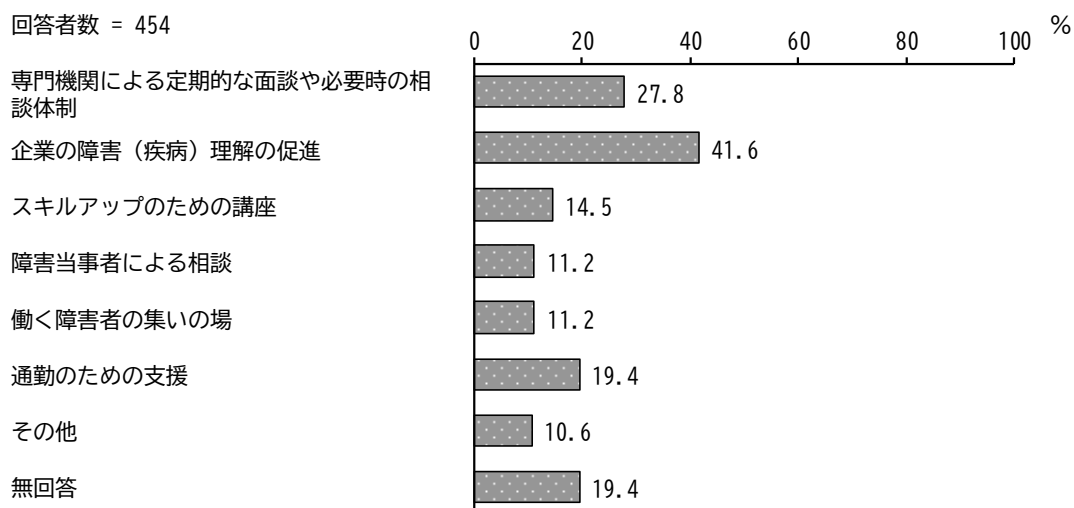
区分	回答者数（人）	今後も現在の仕事を続けたい	現在働いていないが、今後働きたい	現在働いているが、やめたい	今後も働く予定はない	働けない状況にある	無回答
全体	1,311	25.3	9.3	2.5	29.9	21.9	11.1
身体障害者	810	19.9	6.5	2.1	36.9	21.2	13.3
知的障害者	145	51.0	9.7	2.8	11.0	17.2	8.3
精神障害者	258	24.4	21.7	4.7	11.2	32.2	5.8
難病患者	228	29.4	4.4	2.6	31.1	22.8	9.6

※全体回答者数は重複して手帳等を所持されている方もいるので、合計数と一致しません。

② 就労継続のために必要な支援

【障害者】

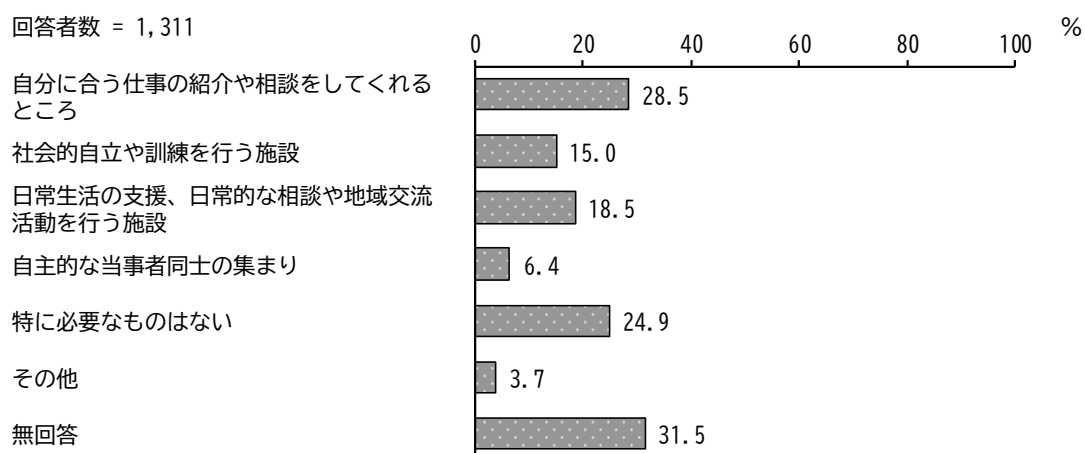
「企業の障害（疾病）理解の促進」の割合が41.6%と最も多く、次いで「専門機関による定期的な面談や必要時の相談体制」の割合が27.8%、「通勤のための支援」の割合が19.4%となっています。



③ 働く場を充実させるために必要なこと

【障害者】

「自分に合う仕事の紹介や相談をしてくれるところ」の割合が28.5%と最も多く、次いで「特に必要なものはない」の割合が24.9%、「日常生活の支援、日常的な相談や地域交流活動を行う施設」の割合が18.5%となっています。

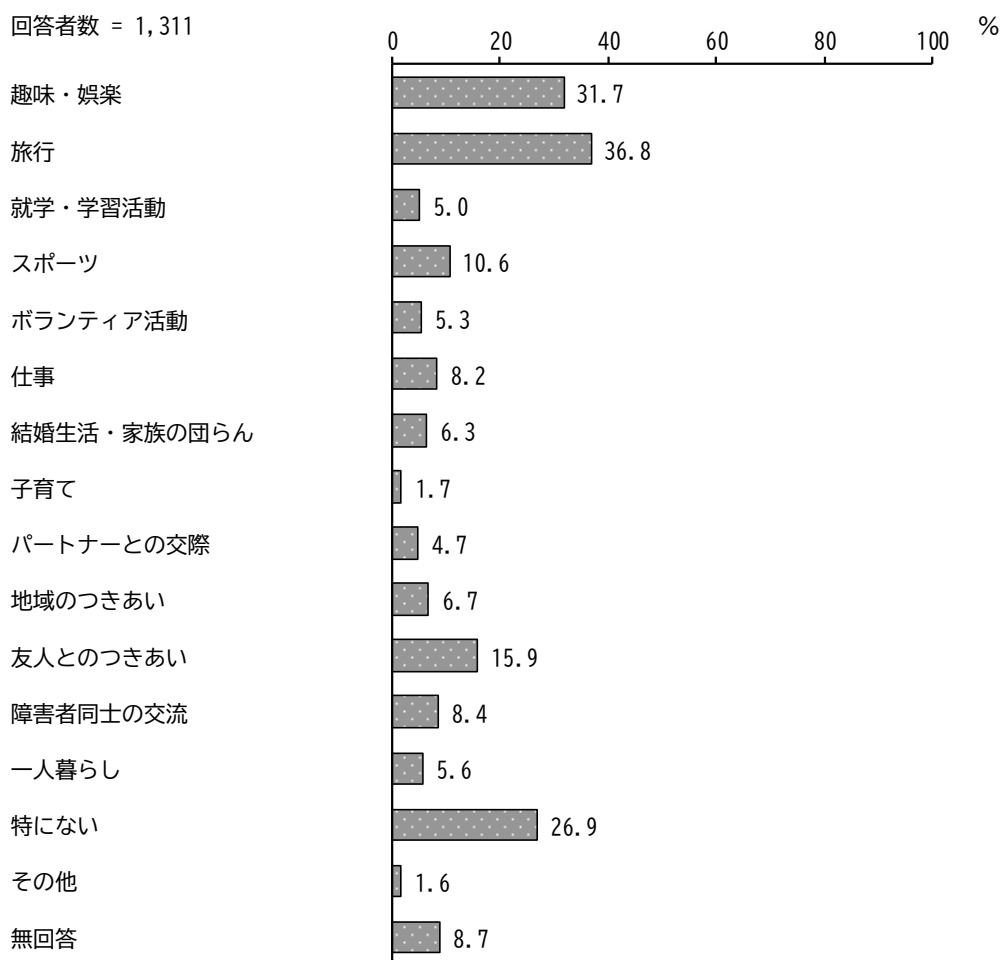


(5) 日頃の活動について

① 今後やってみたいこと

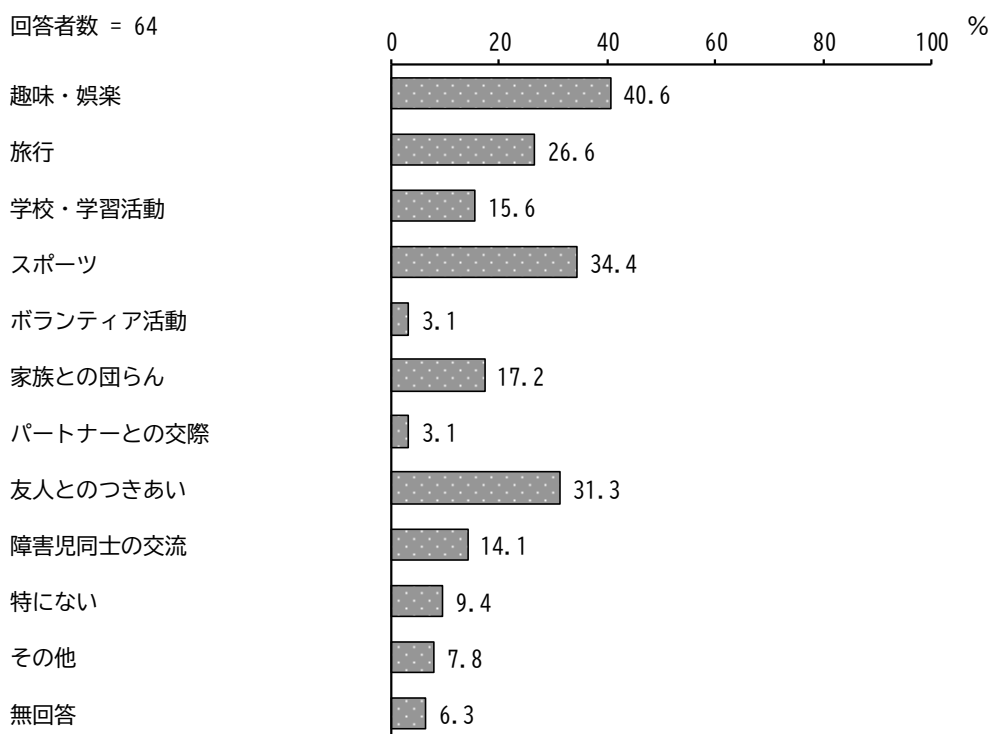
【障害者】

「旅行」の割合が36.8%と最も多く、次いで「趣味・娯楽」の割合が31.7%、「特にな
い」の割合が26.9%となっています。



【障害児】

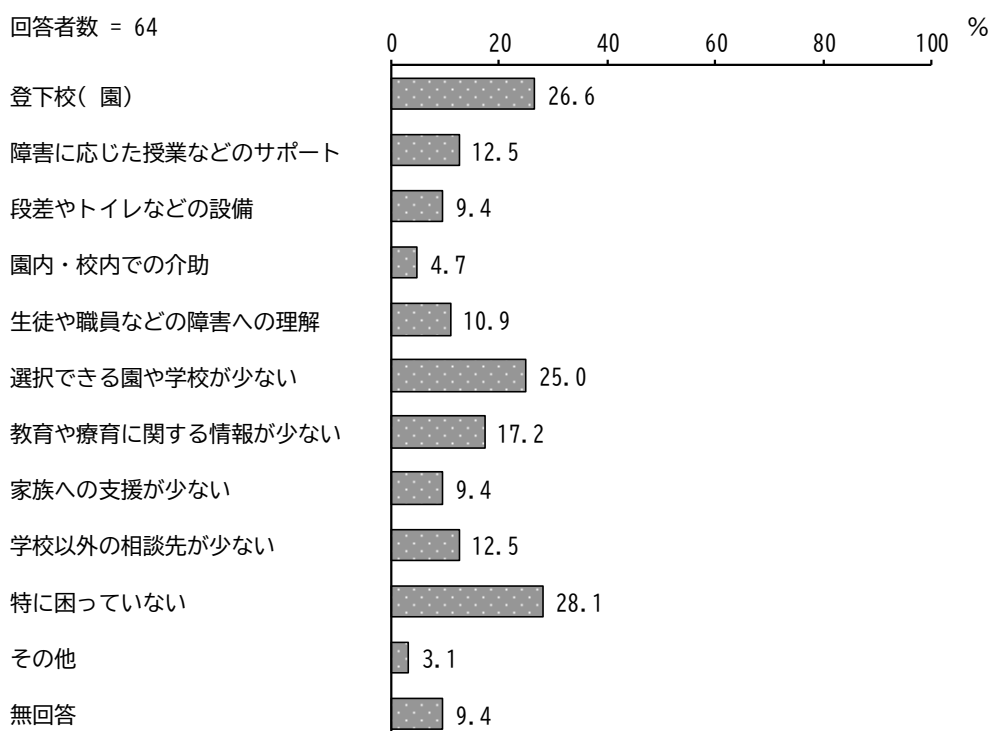
「趣味・娯楽」の割合が40.6%と最も多く、次いで「スポーツ」の割合が34.4%、「友人とのつきあい」の割合が31.3%となっています。



② 通園・通学する上で困ること

【障害児】

「特に困っていない」の割合が28.1%と最も多く、次いで「登下校(園)」の割合が26.6%、「選択できる園や学校が少ない」の割合が25.0%となっています。



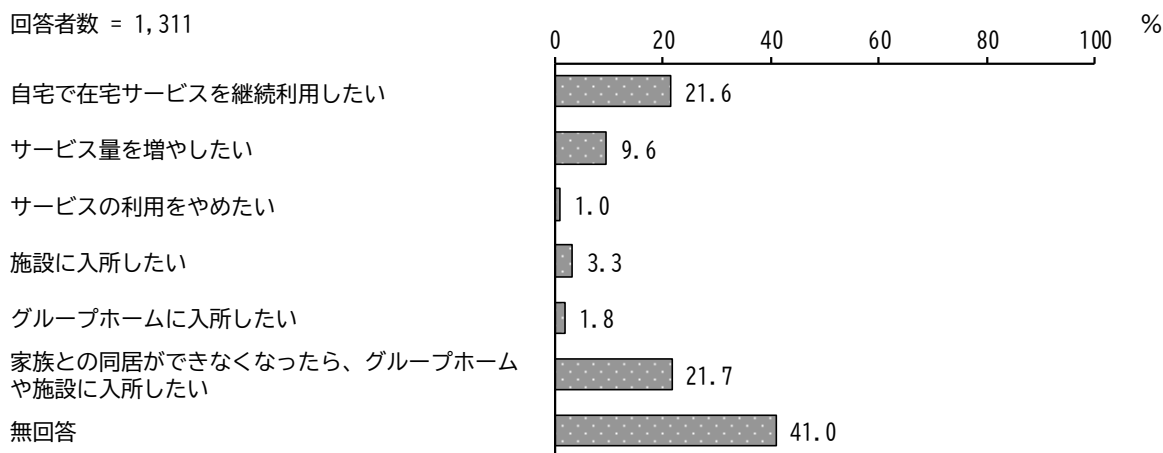
(6) 福祉サービスについて

① 福祉サービスの今後の利用意向

【障害者】

「家族との同居ができなくなったら、グループホームや施設に入所したい」の割合が21.7%と最も多く、次いで「自宅で在宅サービスを継続利用したい」の割合が21.6%となっています。

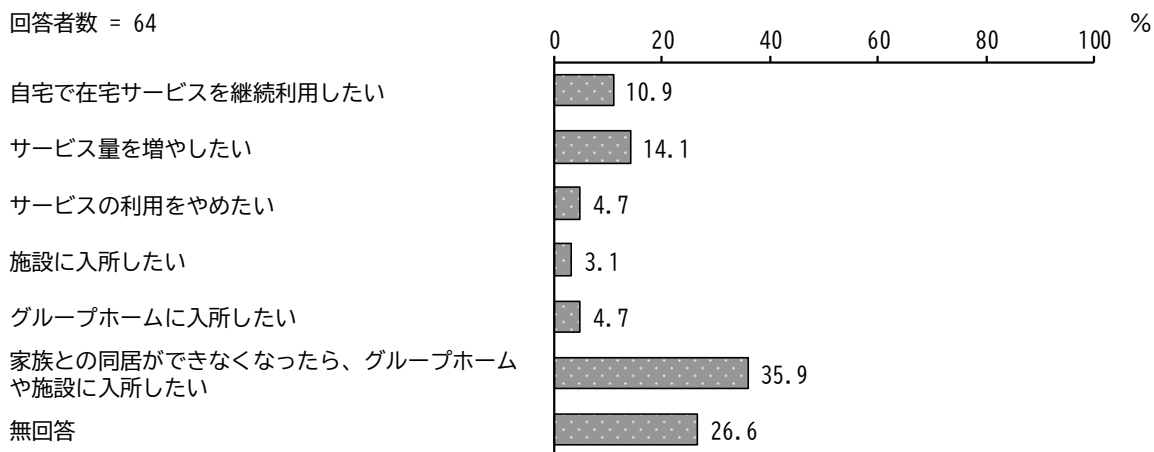
回答者数 = 1,311



【障害児】

「家族との同居ができなくなったら、グループホームや施設に入所したい」の割合が35.9%と最も多く、次いで「サービス量を増やしたい」の割合が14.1%、「自宅で在宅サービスを継続利用したい」の割合が10.9%となっています。

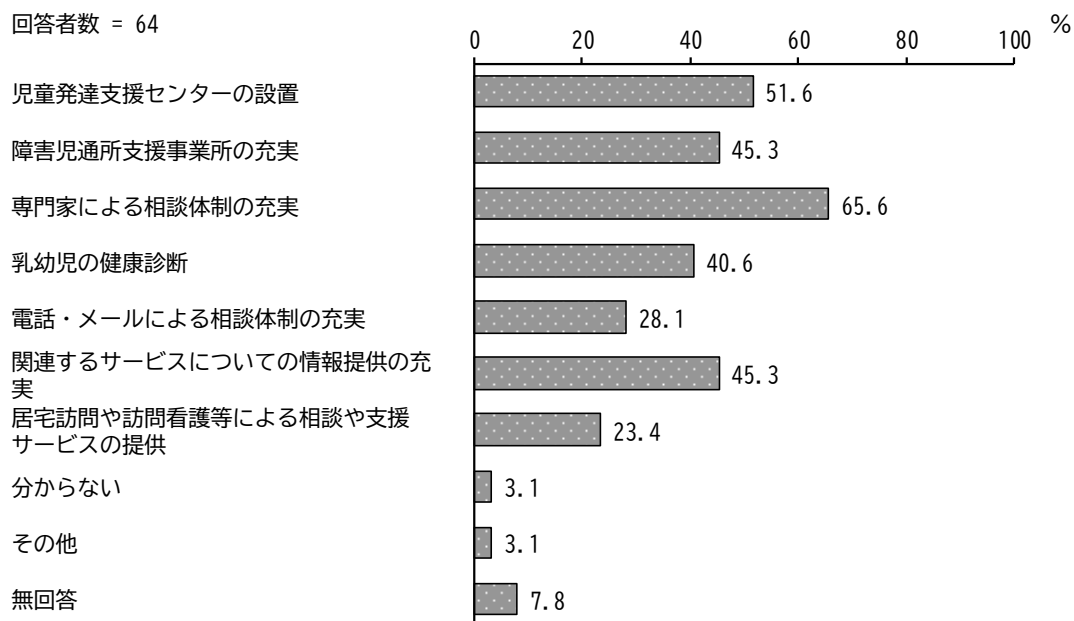
回答者数 = 64



② 障害児が早期に支援を受けるために必要なこと

【障害児】

「専門家による相談体制の充実」の割合が 65.6%と最も多く、次いで「児童発達支援センターの設置」の割合が 51.6%、「障害児通所支援事業所の充実」、「関連するサービスについての情報提供の充実」の割合が 45.3%となっています。

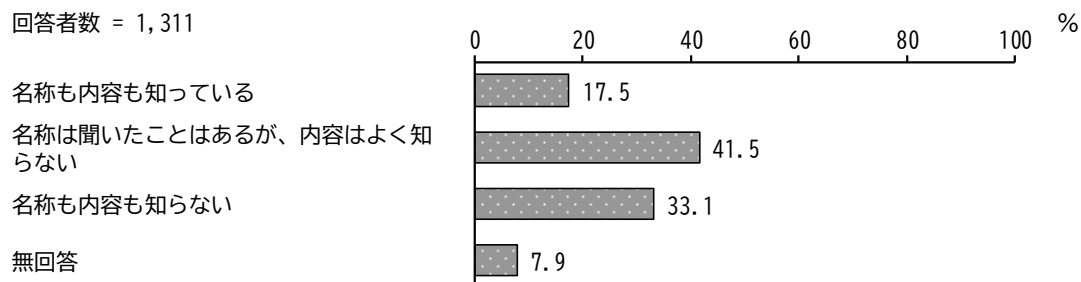


③ 「地域福祉権利擁護事業」や「成年後見制度」の認知度

【障害者】

「名称は聞いたことはあるが、内容はよく知らない」の割合が41.5%と最も多く、次いで「名称も内容も知らない」の割合が33.1%、「名称も内容も知っている」の割合が17.5%となっています。

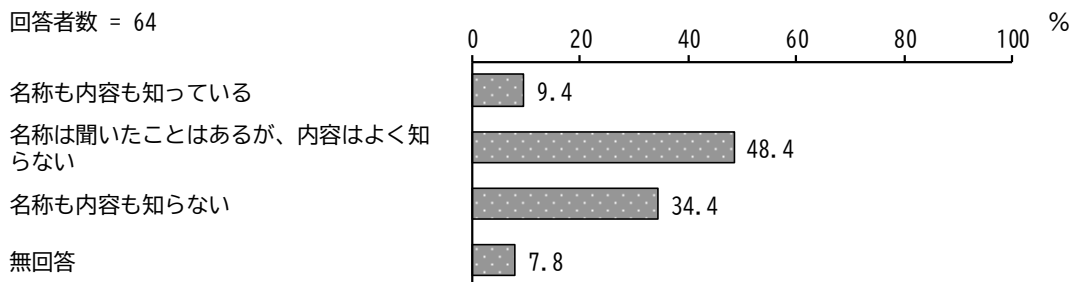
回答者数 = 1,311



【障害児】

「名称は聞いたことはあるが、内容はよく知らない」の割合が48.4%と最も多く、次いで「名称も内容も知らない」の割合が34.4%、「名称も内容も知っている」の割合が9.4%となっています。

回答者数 = 64

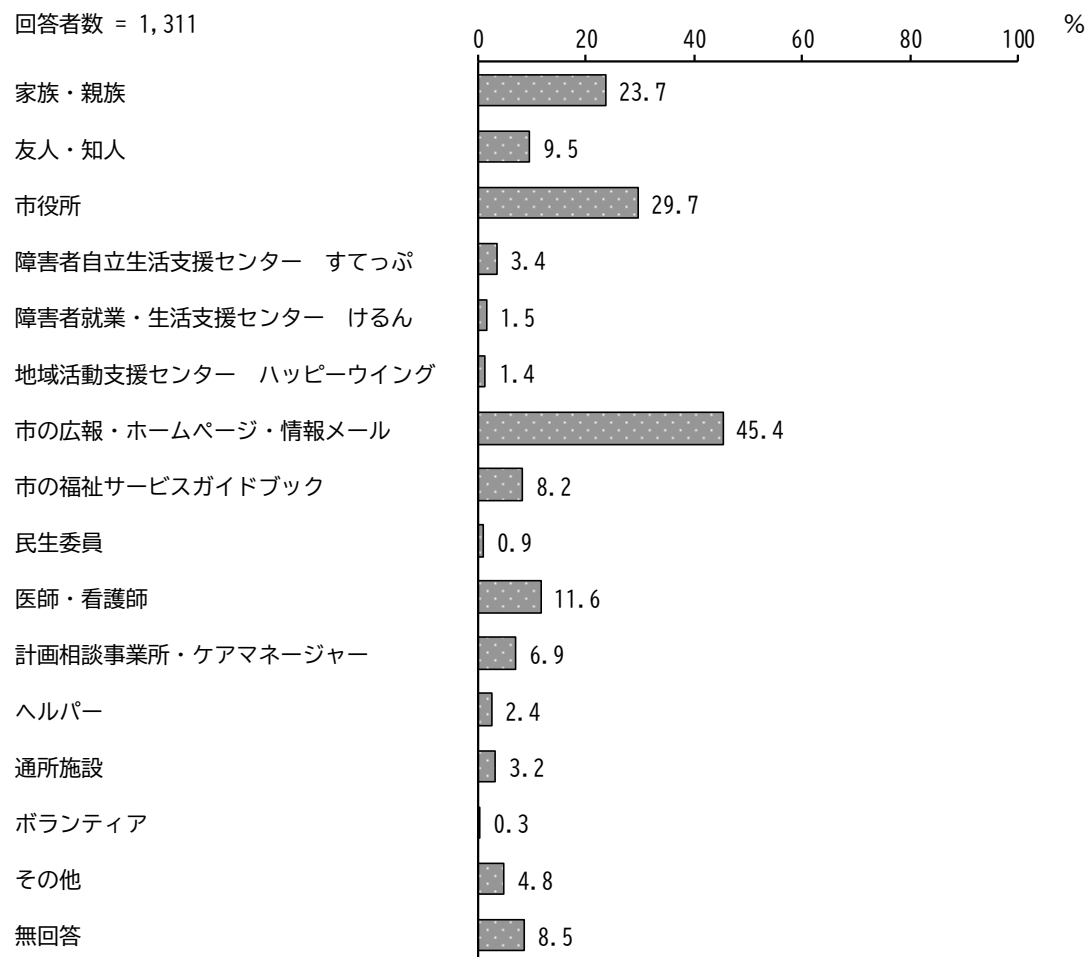


④ 市の行事、福祉、保健の情報の入手先

【障害者】

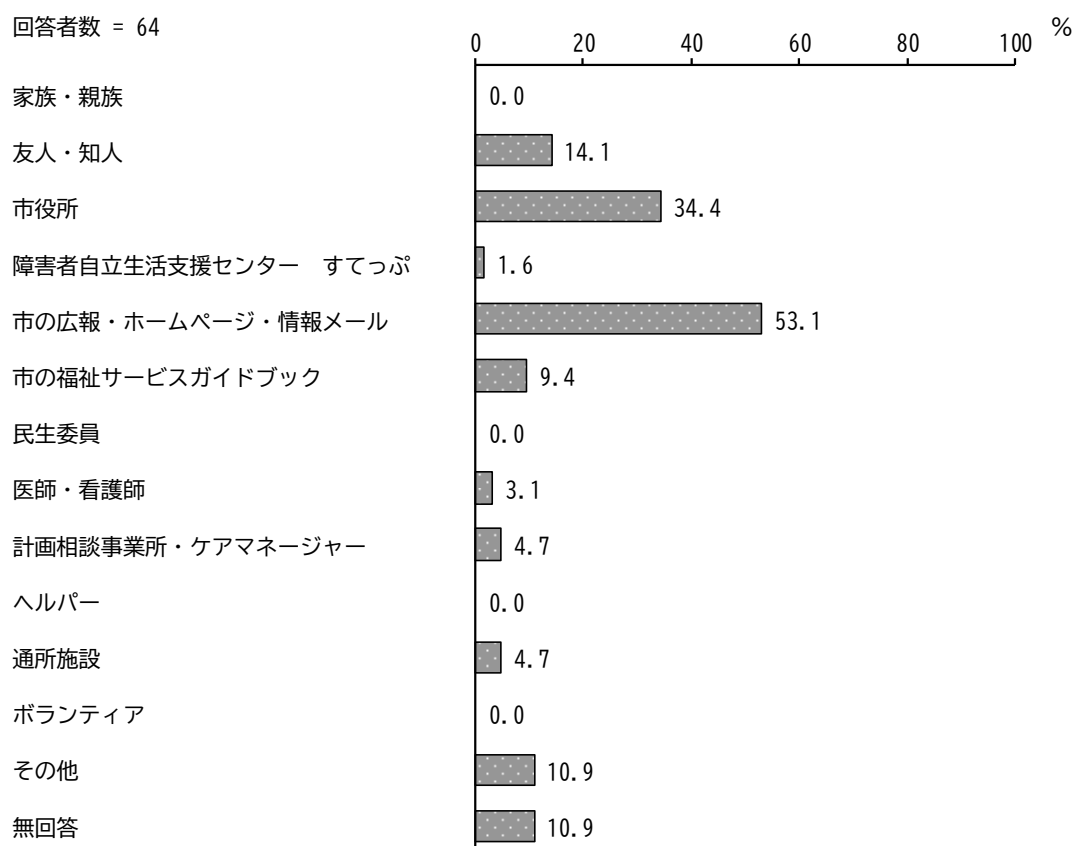
「市の広報・ホームページ・情報メール」の割合が45.4%と最も多く、次いで「市役所」の割合が29.7%、「家族・親族」の割合が23.7%となっています。

回答者数 = 1,311



【障害児】

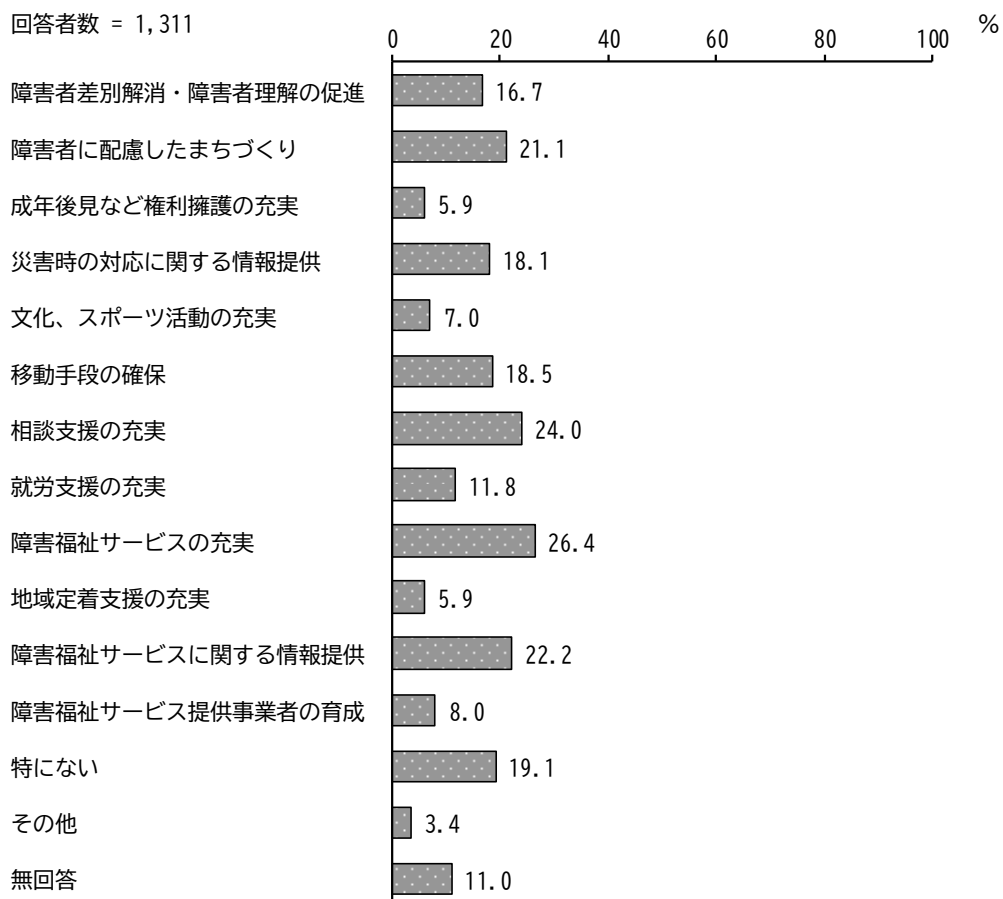
「市の広報・ホームページ・情報メール」の割合が 53.1%と最も多く、次いで「市役所」の割合が 34.4%、「友人・知人」の割合が 14.1%となっています。



⑤ 今後、市に期待すること

【障害者】

「障害福祉サービスの充実」の割合が26.4%と最も多く、次いで「相談支援の充実」の割合が24.0%、「障害福祉サービスに関する情報提供」の割合が22.2%となっています。



<障害種別>

今後、市に期待することについては、身体障害者、知的障害者、難病患者は「障害福祉サービスの充実」(順に 25.8%、31.0%、26.8%)、精神障害者は「相談支援の充実」(34.5%)が最も多くなっています。

単位：%

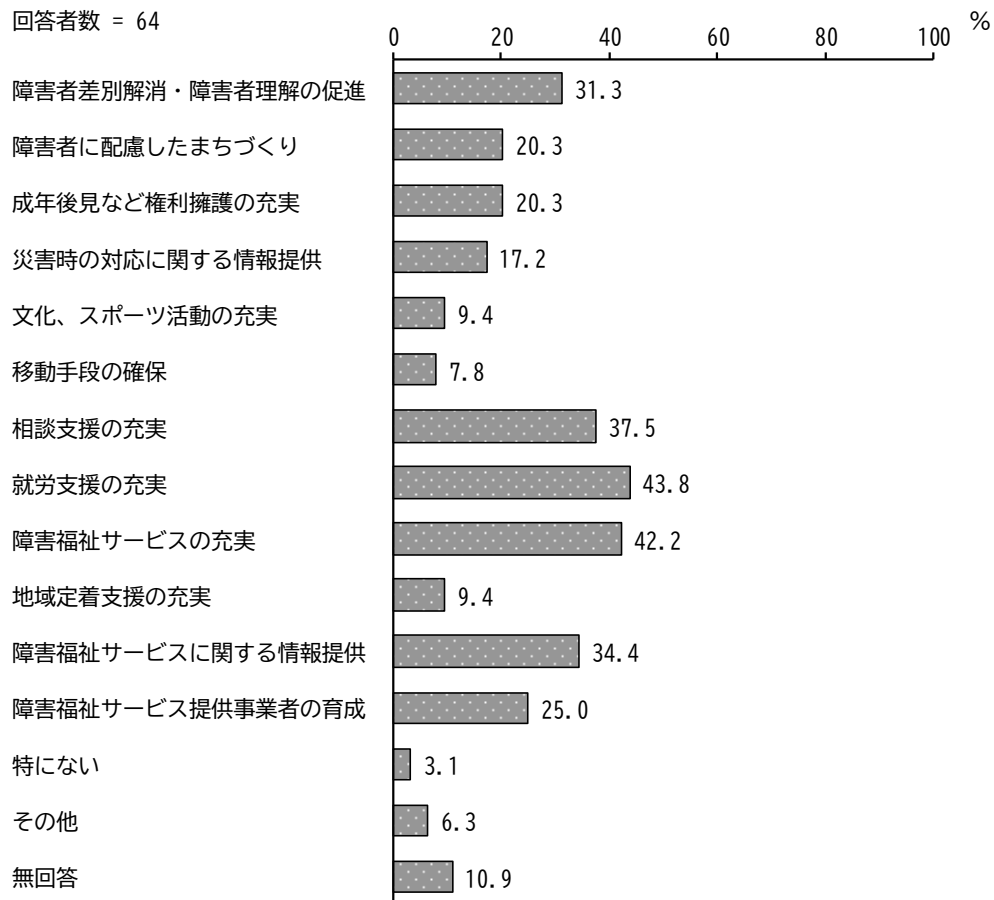
区分	回答者数(人)	障害者差別解消・障害者理解の促進	障害者に配慮したまちづくり	成年後見など権利擁護の充実	災害時の対応に関する情報提供	文化、スポーツ活動の充実	移動手段の確保	相談支援の充実
全体	1,311	16.7	21.1	5.9	18.1	7.0	18.5	24.0
身体障害者	810	13.1	23.5	3.5	19.9	4.9	21.2	20.2
知的障害者	145	24.8	22.1	15.9	17.9	9.7	6.2	29.0
精神障害者	258	31.4	18.6	8.1	10.9	9.3	12.4	34.5
難病患者	228	11.0	11.8	4.8	21.9	7.5	16.2	25.0

※全体回答者数は重複して手帳等を所持されている方もいるので、合計数と一致しません。

区分	就労支援の充実	障害福祉サービスの充実	地域定着支援の充実	障害福祉サービスに関する情報提供	障害福祉サービス提供事業者の育成	特にない	その他	無回答
全体	11.8	26.4	5.9	22.2	8.0	19.1	3.4	11.0
身体障害者	6.3	25.8	4.7	22.6	7.3	19.9	2.5	13.2
知的障害者	17.9	31.0	8.3	21.4	12.4	17.9	6.2	11.7
精神障害者	28.3	31.0	6.6	21.7	12.0	13.6	6.6	8.1
難病患者	9.2	26.8	7.0	25.0	5.7	18.4	3.1	11.4

【障害児】

「就労支援の充実」の割合が43.8%と最も多く、次いで「障害福祉サービスの充実」の割合が42.2%、「相談支援の充実」の割合が37.5%となっています。



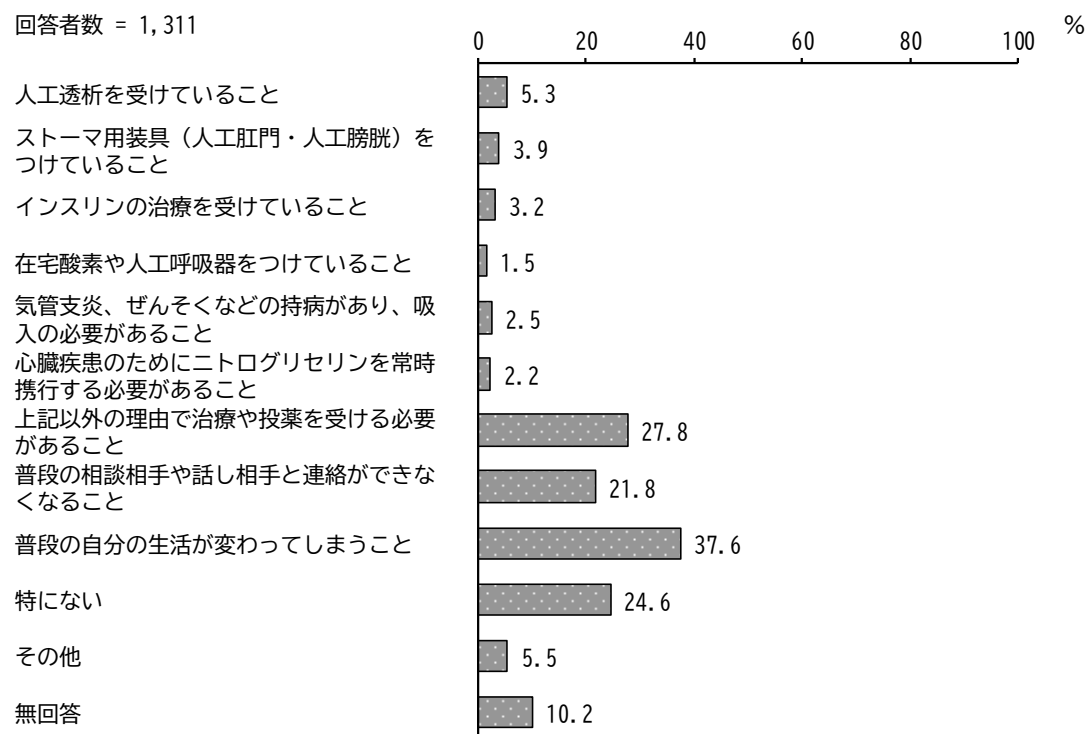
(7) 災害時の対応について

- ・ 災害発生時に困ること

【障害者】

「普段の自分の生活が変わってしまうこと」の割合が 37.6%と最も多く、次いで「上記以外の理由で治療や投薬を受ける必要があること」の割合が 27.8%、「特にない」の割合が 24.6%となっています。

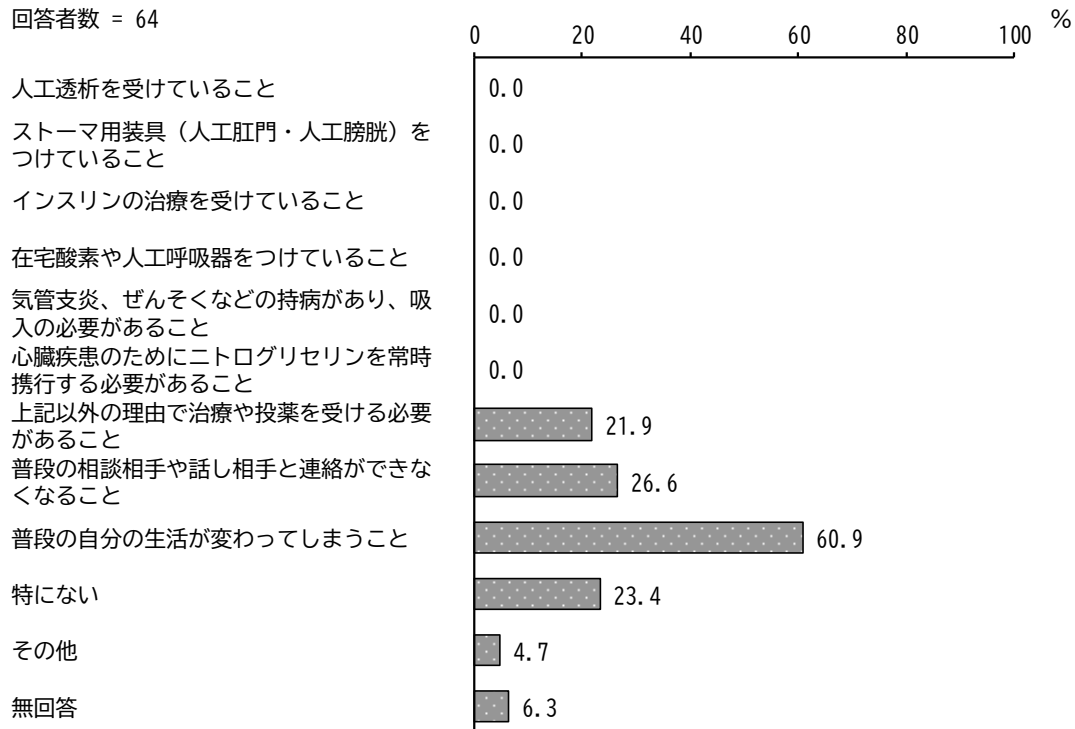
回答者数 = 1,311



【障害児】

「普段の自分の生活が変わってしまうこと」の割合が60.9%と最も多く、次いで「普段の相談相手や話し相手と連絡ができなくなること」の割合が26.6%、「特にない」の割合が23.4%となっています。

回答者数 = 64

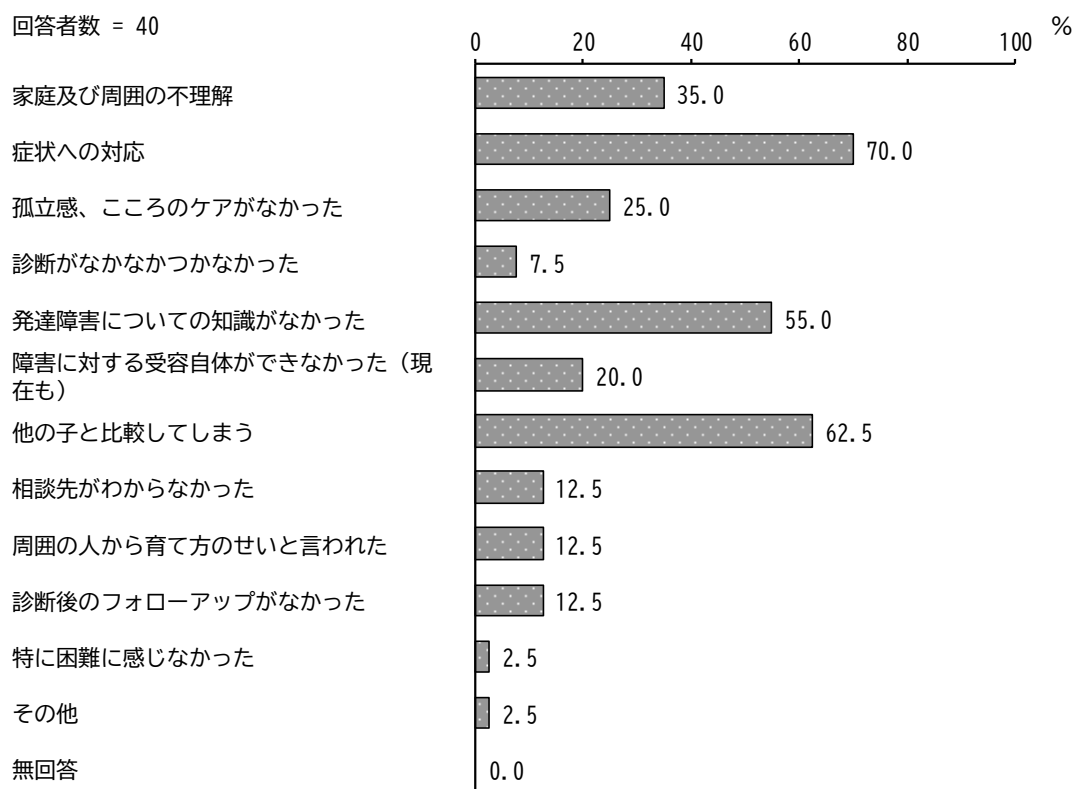


(8) 発達障害について

① 障害を受け入れる過程での困難

【障害児】

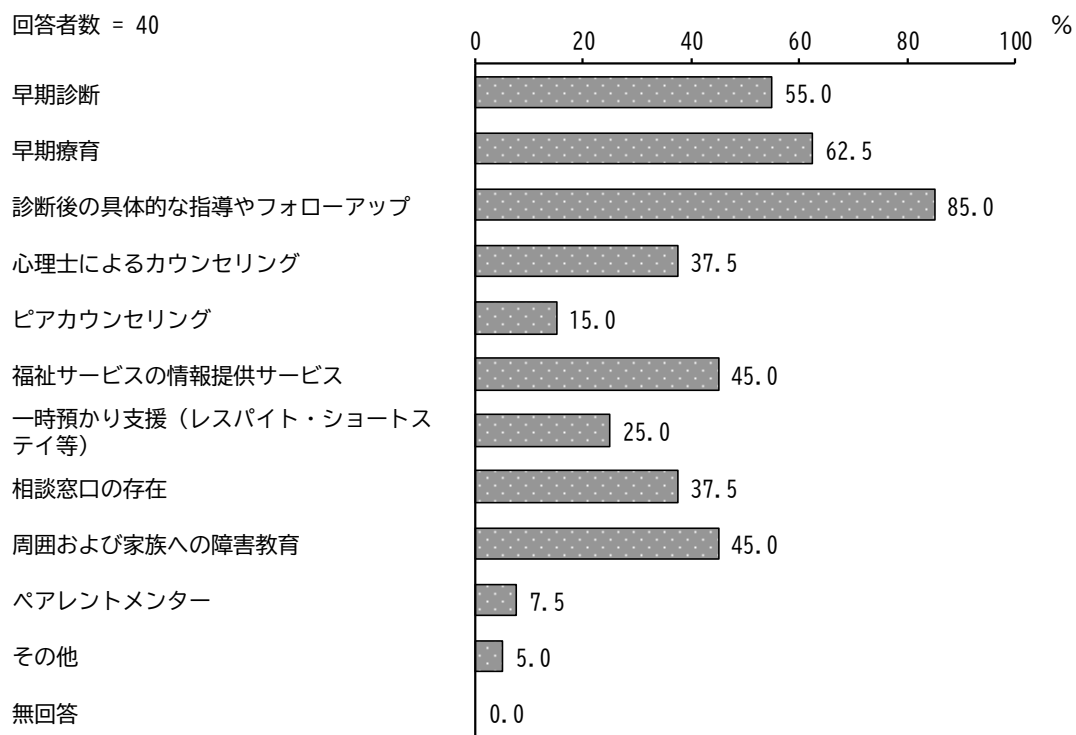
「症状への対応」の割合が70.0%と最も多く、次いで「他の子と比較してしまう」の割合が62.5%、「発達障害についての知識がなかった」の割合が55.0%となっています。



② 発達障害を受け入れるまでに必要な支援

【障害児】

「診断後の具体的な指導やフォローアップ」の割合が85.0%と最も多く、次いで「早期療育」の割合が62.5%、「早期診断」の割合が55.0%となっています。



4 障害のある人を取り巻く現状と課題

(1) 障害のある人が元気に安心して暮らせるまちづくり

①相談体制・情報提供の充実について

- 障害者の多様なニーズに対応するため、「福生市障害者自立支援センターすてっぷ」をはじめとする相談機関において、障害者が相談しやすい体制の充実や障害の特性に応じた情報提供に努めています。しかし、障害者生活実態調査によると、今後、市に期待することについて、「相談支援の充実」、「障害福祉サービスに関する情報提供」が上位に挙がっており、引き続き相談体制の充実や情報提供の充実が求められています。
- 障害者の多様なニーズや実態に応じて適切な支援が行えるよう、相談機関の周知・場の充実や、支援につなげる連携体制を強化し、相談体制を充実していくことが必要です。また、障害のある人が、福祉サービスや生活に関する情報を、必要なときに手軽に入手することができるよう情報提供に努める必要があります。

②権利擁護体制の確立について

- 障害者に対する権利擁護支援においては、長期にわたる意思決定支援や身上保護、見守りが重要であり、利用者の障害特性を理解し、継続的に支援することが求められます。
- 社会福祉協議会への委託を通じて、成年後見や権利擁護の相談、成年後見制度の利用促進などの取り組みを進めてきました。障害者生活実態調査によると、「地域福祉権利擁護事業」や「成年後見制度」の認知について、「名称は聞いたことはあるが、内容はよく知らない」が41.5%と最も高く、次いで「名称も内容も知らない」が33.1%となっており、市民への浸透は十分でないことがうかがえます。
- 今後、さらに人権・権利擁護を推進していくためには、地域及び当事者の人権・権利に対する意識啓発、成年後見制度の利用を促進するため、制度の周知及び権利擁護を担う専門的人材の育成と確保にも取り組んでいくことが必要です。

③障害福祉サービスの充実について

- 身体介護・家事援助などのサービスを必要とする障害者が在宅で安定した日常生活を送ることができるように、訪問系サービスをはじめとする各種サービスの提供に努めるとともに、適切なサービス等利用計画を作成することができるよう、新規の事業所指定を行うなど、提供体制の整備を図りましたが、障害福祉サービスの利用者数が増加傾向にある中で、相談支援事業所に対する計画相談件数が増加傾向にあり、相談支援専門員の確保が課題となっております。
- 障害者生活実態調査によると、今後、市に期待することについて「障害福祉サービスの充実」が最も高くなっており、障害のある人の個々のニーズや実態に応じて適切な支援が行えるよう、居宅介護や生活介護、短期入所などの在宅サービスの量的・質的な充実が求められています。

④意思疎通支援の充実について

- 障害の種類や障害者のニーズの多様化にともなった、分かりやすい、多様な情報発信が求められているなか、手話通訳者の養成・確保を行うとともに、手話通訳、多言語通訳が利用できる専用のタブレット端末を導入するなど、きめ細かな意思疎通支援の充実を図ってきました。
- 今後も、情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行を踏まえ、視覚・聴覚障害のみならず、様々な特性や一人一人の状況、必要性に応じた、コミュニケーション手段の確保に努めていくことが必要です。

⑤経済的支援の実施について

- 障害のある人が地域で安心して生活していくためには、経済的に安定していることが重要であり、障害者やその家族の経済的な不安や負担の軽減を図るため、心身障害者福祉手当をはじめとする各種の経済的支援を行うとともに、各種制度の周知を図ってきました。
- 障害児生活実態調査によると、子どものことで保護者が悩んでいるまたは心配に思うことについて、「経済的なこと」が上位に挙がっており、年金や手当の適正な支給や税の減免等、諸制度の周知を推進していく必要があります。

⑥地域の安全と災害時を想定した対応について

- 緊急時や災害時における迅速かつ的確な情報提供ができる体制の整備を図るとともに、「障害者のための災害時避難行動マニュアル」や「災害時の避難誘導 障害者を支援する時のポイント」の周知を図るなど市民の協力による災害時の支援体制づくりを推進してきました。
- 障害者生活実態調査によると、災害発生時における自力での避難について「支援がないと難しい」人が約4割となっており、災害発生時における避難行動に支援が必要な方に対して、地域の人々が協力して障害者の援護体制の強化を図っていくことが必要です。
- また、福祉避難拠点の整備や地域住民が主体となった避難所ごとの管理運営体制を構築し、避難生活における安全・安心の確保に取り組んでいくことも必要です。

(2) 子どもの健やかな発育・発達を支援するまちづくり

①障害の早期発見と障害児の療育支援について

- 障害児への適切な療育支援を行うため、令和6年度から児童発達支援センターを開設し、乳幼児期における早期の専門療育の提供や相談から療育に至る継続した支援を行います。
- 障害児生活実態調査によると、子どもの障害を受け入れる過程で困難を感じている保護者が大半であり、必要な支援について「診断後の具体的な指導やフォローアップ」を求める声が多くなっています。乳幼児期における健康診査等において、疾病・障害や育児困難等、子どもの成長や発達に影響を与える事項の早期発見に努めるとともに、未受診児の把握に努め、受診を促していくことが必要です。
- また、放課後等デイサービスの利用が増加傾向にあり、事業者の拡充を図るなどサービス提供体制の充実に向けてきましたが、障害児調査では、サービスの利用を増やしたいとする声も見られ、サービスの提供体制を確保していくことが必要です。
- 医療的ケアが必要な児童の支援に対応するため、医療的ケア児等支援関係機関連絡会を通じて保健・医療・福祉・教育等の関係機関が連携して対応していくことが必要となります。

②切れ目のない障害児サービスの充実について

- 障害のある子どものライフステージに沿った切れ目のない一貫した支援が求められる中、医療機関や保育施設・幼稚園、学校等の関係機関が連携し、共通の視点に立って、子どもの発育・発達段階に応じた適切な支援の提供に取り組んできました。また、東京都発達障害者支援センター、保健所等、関係機関と連携した支援の体制の強化・充実に努めてきました。
- 障害児生活実態調査では、発達に関する不安や障害のある子どもが早期に適切な支援を受けるために必要なこととして、「専門家による相談体制の充実」が最も高く、子どもの発育・発達に合わせた一人ひとりの障害児に対応できる専門性の高い支援体制を確保し、支援の質の向上を図っていく必要があります。加えて、就労への移行等、ライフステージを通じた包括的な切れ目のない支援の連携の仕組みを充実させていくことが必要です

③特別支援教育・インクルーシブ教育の推進について

- 特別な教育的支援を必要とする児童・生徒が、個々の教育ニーズに応じた指導を受けられるよう、特別支援学級指導補助員の配置や、専門家による巡回相談を強化することで、特別支援学級における指導の充実を図りました。また、学校行事や地域行事等における交流・共同学習を推進してきました。
- 障害の有無にかかわらずいきいきと学び、共に育つ場の環境整備がさらに必要となっており、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな保育・教育がなされるよう、より一層のインクルーシブ教育に向け、体制の強化を図ることが必要です。

(3) 地域の理解のもと障害のある人も

いきいきと参加しているまちづくり

①障害の理解と合理的配慮の推進について

- 障害を理由とする差別の禁止や合理的配慮に向け、障害者差別解消法についての講演会や動画配信、学校における出前講座などの啓発活動に取り組んできましたが、障害者生活実態調査によると、外出のときに困ることについて、「障害や症状が理解されにくい」と答えた人が知的障害の4割と、障害に対する理解の更なる浸透が必要な面がうかがえます。
- 差別解消や合理的配慮に向けた具体的な行動につながるよう、障害に関する正しい知識を市民の中に広げていくため、法の趣旨や障害のある人に対する理解を深める啓発活動を進めることが必要です。

②社会参加の促進について

- 障害者が、地域において生きがいをもち、ゆとりや潤いのある生活を送る生涯学習機会の充実やスポーツ・文化・レクリエーション活動等への参加促進の取り組みを進めてきました。
- スポーツ・レクリエーションや文化活動は、障害のある人の生活をより豊かにし、生きがいにつながるとともに、地域におけるさまざまな交流機会ともなることから、引き続き能力・個性・意欲に応じて積極的に参加できる環境づくりが必要です。

③外出支援施策の推進について

- 買い物や通勤・通学、通所・通院等の日常生活だけでなく、積極的に地域活動に参加するためには、移動手段の確保は欠かせません。障害者が日常生活の中で、気軽に安心して外出できるように、社会参加促進のための助成や、障害特性に応じた外出時の支援の実施などの取り組みを進めてきました。
- 障害者生活実態調査によると、今後市に期待することとして、「移動手段の確保」が身体障害で2割を超えており、移動支援事業についても一定の利用があることから、引き続き、移動・交通対策を充実していくことが必要です。

④就労の支援・促進について

- 障害者の雇用を促進するために、ハローワーク等と連携して企業・事業主等の障害者雇用への理解を深めるとともに、障害者就業・生活支援センターと協働し、就労面と生活面の支援を一体的に行うなど、就労支援を進めてきました。
- 障害者生活実態調査によると、就労継続のために必要だと思える支援について、「企業の障害（疾病）理解の促進」が41.6%と最も高く、次いで「専門機関による定期的な面談や必要時の相談体制」が高くなっています。また、今後、市に期待することとして、精神障害者で「就労支援の充実」が高くなっています。一般企業による雇用の促進や就労定着に向け、就労環境の改善や企業内での障害への理解の促進に積極的に取り組んでいく必要があります。
- 就労支援事業所等との連携により、職場体験実習を実施し、就労を希望している障害者の就労意欲を高め、自立した生活及び社会参加の促進を図る必要があります。

(4) 障害のある人の地域生活の基盤づくり

①日中活動の場の確保について

- 障害者が地域で生活しながら自己実現をしていくために、地域での日中活動の場として、就労継続支援事業等の日中活動系サービスを提供するとともに、地域活動支援センター等、日中の居場所づくりを進めてきました。
- 就労継続支援の利用者は増加傾向にあり、今後も就労継続支援のニーズが高まっていくことが予想されます。引き続き「日中活動系サービス」や「地域活動支援センター」などの様々な日中活動を提供できるようにすることが必要です。

②居住の場の確保について

- 障害のある人が住み慣れた地域で安定した生活を継続するためには、障害の状況に応じた居住の場を整えることが大切です。障害者が地域において自立した日常生活を送ることができるようにグループホームの運営支援及び入居者への家賃助成などに取り組んできました。
- 障害者生活実態調査によると、今後、グループホームや施設への入所を希望する声も見られ、ニーズの高まりがうかがえることから、受け皿となる住まいの確保や経済的支援を引き続き進めていくことが必要です。

③保健・医療サービスの充実について

- 保健や医療の支援が必要な障害者が地域で暮らし続けていくために、医療費の助成や保健センター等と連携して精神保健福祉相談などに取り組み、保健・医療サービスの充実を図ってきました。
- 障害者の高齢化・重度化がさらに進むなか、住み慣れた地域で安心して暮らすために、適切な医療サービスを受けられる支援が引き続き必要です。

④地域移行・地域定着の支援と促進について

- 障害者支援施設入所者又は精神科病院に入院している人がスムーズに地域生活へ移行できるよう、福生市地域自立支援協議会、障害者福祉施設、障害福祉サービス事業所等、関係機関と官民一体のネットワークの構築を図り、地域相談支援体制の整備に努めてきましたが、地域移行支援や地域定着支援の利用はない状況となっています。
- 引き続き、地域への移行に向けた更なる支援の充実が必要です。特に、精神障害者の地域移行を進めていくためには、地域で医療を受けながら安定した生活を送ることができるように、居住の確保や医師、保健師、相談支援専門員等の連携による支援の充実を図ることが必要です。



計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

本市の目指すまちの姿は「人を育み 夢を育む 未来につながるまち ふっさ」を目標に掲げ、どのような取組においても、「ひと」、「まち」、「くらし」の視点を持ち、それぞれに対する影響を考慮しながら、現在、そして将来の福生市に関わるものの発展と幸せに向けたまちづくりに取り組むことを目指しています。

障害福祉分野では、障害者が希望する生活や就労ができるよう、法律や制度、民間事業者等の状況を鑑みながら、計画的な事業展開による安定した障害福祉サービスや活動の場の提供を進めています。

本計画の基本理念については、これまでの障害福祉の取り組みとの連続性、整合性から前期計画の理念「安心・健やかに暮らせる 人にやさしい ノーマライゼーション社会の実現」を引き継ぐものとします。

この基本理念に基づき、障害者が、住み慣れた地域や家庭の中で、明るく、充実した日々を送ることができ、その尊厳を保持し、心豊かな人生を過ごすことができるようなまちづくりを目指します。

【 基 本 理 念 】

**安心・健やかに暮らせる 人にやさしい
ノーマライゼーション社会の実現**

2 計画の基本目標

(1) 障害のある人が元気に安心して暮らせるまちづくり

障害の種別にかかわらず、障害者が住み慣れた地域や家庭で安心して自立生活を続けられるよう、一人ひとりの状況に応じた支援体制を整備します。

また、権利擁護の仕組みを強化し、福祉サービスの充実を図り、福祉のまちづくりを推進するなど、多岐にわたる生活支援策を推進します。

さらに、障害者の地域での安全な暮らしを支援し、災害時にも適切な支援が提供できる体制づくりを進めます。

(2) 子どもの健やかな発育・発達を支援するまちづくり

障害児が地域社会で健やかに成長し、個々の能力や個性を最大限に発揮できるよう、障害の早期発見と早期療育の体制を強化し、障害児を支援するサービスを向上させ、適切な保育施設や学校環境の整備に取り組んでいきます。

また、障害の程度や状況に応じた個別の保育・教育を提供するため、インクルーシブ教育の推進を図ります。

(3) 地域の理解のもと障害のある人もいきいきと参加しているまちづくり

障害者が、自身の個性や能力を最大限に発揮し、社会活動に自分らしく参加できる地域社会の構築を図ります。また、働きたいという意欲を持つ障害者が、自分に合った働き方で生きがいを感じられる環境を整え、就労に向けた支援や就労定着のための支援を充実します。さらに、障害者に対する差別や偏見をなくし、障害者に対する適切な支援を提供し、障害の有無に関係なく、ともに安心して生活できる地域共生社会の実現を推進します。

(4) 障害のある人の地域生活の基盤づくり

障害者の地域での生活支援を強化するために、「地域活動支援センター」などの日中活動の場の確保、グループホームなどの住居の場の確保、「生活訓練」などの多様な支援サービスを提供し、障害者が地域社会で充実した生活を送るための基盤づくりを進めます。

3 計画の展開

[基本理念]

[基本目標]

[施策の方向]

安心・健やかに暮らせる人にやさしいノーマライゼーション社会の実現

1 障害のある人が
元気に安心して
暮らせるまちづ
くり

(1) 相談体制・情報提供の充実

(2) 権利擁護体制の確立

(3) 障害福祉サービスの充実

(4) 意思疎通支援の充実

(5) 経済的支援の実施

(6) 地域の安全と災害時を想定した対応

2 子どもの健やか
な発育・発達を
支援するまちづ
くり

(1) 障害の早期発見と障害児の療育支援

(2) 切れ目のない障害児サービスの充実

(3) 特別支援教育・インクルーシブ教育の推進

3 地域の理解のも
と障害のある人
もいきいきと参
加しているまち
づくり

(1) 障害の理解と合理的配慮の推進

(2) 社会参加の促進

(3) 外出支援施策の推進

(4) 就労の支援・促進

4 障害のある人の
地域生活の基盤
づくり

(1) 日中活動の場の確保

(2) 居住の場の確保

(3) 保健・医療サービスの充実

(4) 地域移行・地域定着の支援と促進



第4章

基本計画

1 障害のある人が元気に安心して暮らせるまちづくり

(1) 相談体制・情報提供の充実

施策の方向

障害の程度や生活の状況に応じたサービスを自らが適切に選択し、利用できるような相談支援体制の充実を図ります。

また、各関係機関との連携を図り、身近な生活の相談から障害福祉サービスに至るまで、障害のある人を中心とした相談や情報提供などの支援を推進します。

【主な施策】

施策	内容	所管課
①継続的な相談支援体制の充実	担当部署が連携し、障害の有無に関わらず、発達の段階に応じて、特別な配慮が必要な子どもから高齢者まで切れ目のない継続的な相談支援体制を整備します。	社会福祉課 障害福祉課 介護福祉課 健康課 子ども育成課 子ども家庭支援課 教育支援課
②相談支援事業の推進	在宅の障害者及びその家族等の地域での生活を支援するため、「福生市障害者自立生活支援センター すてっぷ」における相談支援事業の充実を図ります。	障害福祉課
③精神障害者相談支援事業の充実	「精神障害者地域活動支援センター ハッピーウイング」における相談支援事業の充実を図ります。	障害福祉課
④高次脳機能障害者相談支援の充実	作業療法士等の有資格者による「高次脳機能障害者支援員」を配置し、高次脳機能障害者、その家族等への相談支援の充実を図ります。	障害福祉課
⑤基幹相談支援センターの充実	障害福祉に係る総合的な相談に対応するとともに、権利擁護、虐待防止等に係る支援をします。また、必要に応じて地域の相談機関との連携、専門機関の紹介を行い、基幹相談支援センターの充実を図ります。	障害福祉課
⑥障害に配慮した情報提供の充実	ユニコード、デージー等により、障害の特性に配慮した情報提供の充実に努めます。	全庁
⑦障害福祉等サービスに関する情報提供の充実	広報、ホームページ、ガイドブック、情報メール等を活用し、障害者が適切なサービスを受けることができるよう情報提供の充実に努めます。	障害福祉課

(2) 権利擁護体制の確立

施策の方向

障害により判断能力が不十分な人に対して、地域の中で自立した生活を送ることができるよう、権利擁護体制の確立に努めます。

また、虐待防止に関する制度の積極的な周知啓発活動を行い、障害のある人の虐待の防止及び養護者に対する支援を行います。

【主な施策】

施策	内容	所管課
①福祉サービス総合支援事業の推進	福祉センター内「成年後見センター福生」で成年後見相談、福祉サービス苦情相談、権利擁護相談、日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）など総合的な福祉サービス支援、権利擁護の事業を実施します。	社会福祉課
②成年後見制度利用支援事業の周知・促進	「成年後見制度支援事業」の周知と利用促進を図り、障害者等への支援を図ります。	社会福祉課 障害福祉課
③成年後見制度法人後見支援事業の周知、促進	「成年後見制度法人後見支援事業」の周知と利用促進を図り、障害者等への支援を図ります。	社会福祉課
④障害者虐待防止センターの充実	「福生市障害者虐待防止センター」の機能を充実し、関係機関と連携しながら虐待の防止、早期発見、早期対応等に努めていきます。	障害福祉課
⑤障害児の虐待の防止等	学校、保育所等及び医療機関との連携を強化するとともに、要保護児童対策地域協議会の機能を充実させ、就学する障害児や保育所等に通う障害児等への虐待防止を図ります。	障害福祉課 健康課 子ども育成課 子ども家庭支援課 教育支援課

(3) 障害福祉サービスの充実

施策の方向

障害者が住み慣れた地域で自分らしく暮らしていくために、主体的に必要なサービスを選択できるよう、障害の状態に応じた適切なサービスの提供とニーズに合わせた支援の充実を図ります。

【主な施策】

施策	内容	所管課
①訪問系サービスの実施	身体介護・家事援助などのサービスを必要とする障害者が在宅で安定した日常生活を送ることができるように、「訪問系サービス」の充実を図ります。	障害福祉課
②重度身体障害児入浴サービスの実施	自宅の浴室等で入浴困難な在宅の重度身体障害児に福祉センターの特殊浴槽を活用した入浴サービスを提供し、身体の清潔を保つとともに、家族の介護等の軽減を図ります。	障害福祉課
③重度身体障害者(児)訪問入浴サービスの実施	自宅の浴室等で入浴することが困難なおおむね6歳から65歳未満の在宅の重度身体障害者(児)の身体の清潔の保持と心身機能の維持等を図るため、自宅等に入浴車を派遣し、訪問入浴サービスを実施します。	障害福祉課
④補装具費の支給	障害者の日常生活機能を向上させて地域での自立生活を容易にするため、補装具費を支給します。	障害福祉課
⑤おむつ等の助成	常時臥床又はそれに準ずる状態の重度心身障害者(児)におむつ等を助成します。	障害福祉課
⑥短期入所サービスの実施	在宅の障害者が、保護者又は家族の疾病等の理由により家庭において介護を受けることが困難になった場合に、施設等を一時的に利用するサービスの充実を図ります。	障害福祉課
⑦サービス等利用計画の作成	障害福祉サービス・障害児通所支援サービスを利用する全ての障害者(児)のために指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所が適切なサービス等利用計画を作成することができるように努め、ケアマネジメントの充実を図ります。	障害福祉課
⑧デジタル技術を活用した障害福祉サービス事業所等支援	障害者の生活の利便性向上を目指し、障害者を支援するデジタル機器の活用を検討することと併せて、障害者施設等に対して、機器の活用に関する情報提供を行います。	障害福祉課

(4) 意思疎通支援の充実

施策の方向

障害者が円滑に情報を取得・利用し、意思表示やコミュニケーションを図ることができるよう、障害の特性に応じたコミュニケーション支援の充実に努めます。

【主な施策】

施策	内容	所管課
①手話通訳者の派遣	聴覚及び言語機能の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある人へ、手話通訳者を派遣します。	障害福祉課
②手話通訳者の養成	手話通訳者の養成研修を実施し、技術のレベルアップに努めます。また、要約筆記、点訳、朗読についても、養成に関する情報提供等を行います。	障害福祉課
③テレビ電話手話通訳サービス等の実施	聴覚障害者や外国人と円滑な意思疎通を図るため、手話通訳、多言語通訳が利用できる専用のタブレット端末を設置します。	総合窓口課 保険年金課 障害福祉課 健康課 子ども育成課 子ども家庭支援課
④中等度難聴児発達支援事業の実施	両耳の聴力レベルが30dB以上であり、身体障害者手帳交付の対象となる聴力ではないが、補聴器の装用により、言語の習得等一定の効果が期待できる児童に対し、購入費の一部を助成します。	障害福祉課

(5) 経済的支援の実施

施策の方向

障害者やその家族の経済的な不安を取り除き、負担を軽減できるよう、様々な経済的支援を行います。また、必要な人が必要なサービスを利用できるよう、各種制度の周知に努めます。

【主な施策】

施策	内容	所管課
①心身障害者福祉手当の支給	心身障害者が受給できるよう情報提供に努め、適正に手当を支給します。	障害福祉課
②特別障害者手当の支給	20歳以上の在宅の方で、精神又は身体に著しく重度の障害があるため日常生活において常時特別の介護を必要とする人に、手当を支給します。	障害福祉課
③障害児福祉手当の支給	20歳未満の在宅の方で、精神又は身体に著しく重度の障害があるため日常生活において常時の介護を必要とする児童に、手当を支給します。	障害福祉課
④重度心身障害者手当の支給	心身に特に重度の障害があるため常時複雑な介護を必要とする人に、手当を支給します。	障害福祉課
⑤特殊疾病患者福祉手当の支給	原因が不明で治療方法が確立されていない疾病のうち、経過が慢性にわたるなど特殊な疾病に罹患している人に、手当を支給します。	障害福祉課
⑥特別児童扶養手当の支給	20歳未満の重度心身障害児を家庭で監護又は養育している人に東京都が手当を支給します。(市が申請受付)	子ども育成課
⑦児童育成手当(障害手当)の支給	20歳未満の重度心身障害児を扶養している人に、手当を支給します。	子ども育成課
⑧公的扶助、年金、手当の周知	制度についての周知に努め、対象となる全ての人々が年金や各種手当等を受給できるように図ります。	保険年金課 社会福祉課 障害福祉課 子ども育成課
⑨消費者相談室の実施	市役所での消費生活相談員による「消費者相談室」を継続し、障害者も含めた市民の消費生活についての苦情や相談を受け付け、解決を支援します。	シティセールス推進課

(6) 地域の安全と災害時を想定した対応

施策の方向

障害者が地域で安心して生活できるよう、日頃から地域団体等との連携を図り、防災・防犯対策を進めます。

また、緊急時や災害時における迅速かつ的確な情報提供ができる体制の整備の他、災害時の避難を地域で支援できるよう、避難所の運営管理体制の整備を進めるとともに、災害発生時の救援活動体制の強化を図ります。

【主な施策】

施策	内容	所管課
① 救急通報システム事業の実施	ひとり暮らし等の在宅の重度身体障害者、難病患者等に専用通報機と無線発報器を貸与することにより、緊急事態に陥ったとき消防庁へ通報するとともに、地域の協力員の援助を受けて救急車による病院への搬送に対応します。	障害福祉課
② 住宅火災通報システム事業の実施	救急通報システム機器に住宅用火災警報器を接続することにより火災の発生を東京消防庁に自動通報するシステムを、18歳以上でひとり暮らしの重度心身障害者の自宅へ設置します。	障害福祉課
③ 防災行政無線の聴覚障害者対応	災害時における聴覚障害者への配慮として、防災行政無線の文字表示による情報提供に努めます。	防災危機管理課
④ TCNによる火災等告知放送	防災行政無線で市内広報した火災情報(住所等)と同じ内容をTCNのテレビ画面上にテロップ表示し、視覚による情報を提供します。	防災危機管理課
⑤ 避難行動要支援者の支援体制の整備	消防署、消防団、警察署、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、自主防災組織等と連携して避難行動要支援者の把握に努め、支援体制を整備していきます。	防災危機管理課
⑥ ヘルプマークの周知	ヘルプカードやヘルプバンダナ等の配布を行い、ヘルプマークを様々な機会に広く周知いたします。	障害福祉課
⑦ 災害時の避難行動等に関する周知	「障害者のための災害時避難行動マニュアル」や「災害時の避難誘導 障害者を支援する時のポイント」等を掲示・配布して、災害時に避難行動要支援者が円滑に避難できるように周知に努めます。	障害福祉課
⑧ 福祉避難所の確保と周知	災害時に一般の避難所での集団生活が困難な強度行動障害者など、特に配慮を必要とする障害者のための福祉避難所を確保するとともに周知を図ります。	防災危機管理課 障害福祉課

施策	内容	所管課
⑨救急医療 情報キットの周知	救急医療に役立つ「救急医療情報キット」の周知と配布に取り組みます。	介護福祉課
⑩施設の バリアフリー化	道路、公園、建築物等の市の公共施設や鉄道駅、不特定多数の市民が利用する民間事業所のバリアフリー化、ユニバーサルデザインを推進します。	社会福祉課 道路下水道課 施設公園課
⑪社会福祉施設等と 地域の協力体制の 整備	社会福祉施設等について、要配慮者の受入れ場所としての役割を果たしてもらうため、施設のバリアフリー化による安全の確保や特性を踏まえた避難スペースの確保等の必要性について周知し、協力体制を構築します。	障害福祉課

2 子どもの健やかな発育・発達を支援するまちづくり (福生市障害児福祉計画)

(1) 障害の早期発見と障害児の療養支援

施策の方向

障害の早期発見・早期療育に取り組み、身近な地域で個別のニーズに対応した療養支援を継続的に受けることができる体制や相談体制を整備し、関連情報の提供や関係機関との連携を図りながら、健やかな発育・発達を支援し、療育環境の充実に努めます。

【主な施策】

施策	内容	所管課
①乳幼児健康診査の実施	乳幼児の健全な発育・発達と疾病等の早期発見・早期治療を目指し、受診率の向上、保健指導の内容の充実を図りながら、引き続き乳幼児健康診査を実施します。	健康課
②発育・発達支援につながる連携の推進	乳幼児健診や健診後のフォロー事業から各乳幼児施設・機関までの、発育・発達支援につながる連携を進めます。	健康課 子ども育成課 子ども家庭支援課
③臨床心理士等の巡回相談の実施	臨床心理士等が保育園・幼稚園を巡回訪問し、子どもの発達等に関する問題について、保護者、職員から直接相談を受け、個別支援から就学支援に向けた取組を行います。	健康課 子ども家庭支援課
④児童発達支援の実施	未就学の障害児に対して、児童発達支援又は医療型児童発達支援により、日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与、集団生活への適応訓練を行います。また、重症心身障害児で外出が著しく困難な児童に対しては、居宅訪問型児童発達支援により、日常生活における基本的な動作の指導等を行います。	障害福祉課
⑤教育・保育施設での障害児の受入れ	幼稚園、認定こども園、保育園では、保育士等の支援により集団生活が可能な障害児を受け入れ、健常児とともに幼児教育、集団保育を実施することで、健全な社会性の成長、発達を促進します。また、障害児のいる保護者の就労等を支援します。	子ども育成課
⑥保育所等訪問支援の実施	保育所等を利用中の障害児に対して、利用する保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行います。	障害福祉課

施策	内容	所管課
⑦学童クラブでの障害児の受入れ	全ての学童クラブにおいて、指導員等の支援により集団生活が可能で、かつ通所することができる障害児を受け入れ、健常児とともに育成することで、健全な社会性の成長、発達を促進します。また、障害児のいる保護者の就労等を支援します。	子ども政策課
⑧放課後等デイサービスの実施	学校に通学している障害児に対して、放課後・休日や夏休み等の長期休暇中に、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等の支援を行います。	障害福祉課
⑨障害児相談事業の実施	障害児に関する知識と経験を持つ専門職員を地域子育て支援事業を実施する施設等に配置し、障害児が社会で自立できるよう継続的な相談や支援をします。	子ども政策課 健康課 子ども育成課
⑩児童館における障害児対象事業の実施	障害児に集団で遊ぶ機会を与え、その遊びを通して社会性の基礎を養うとともに、孤立しがちな保護者同士の交流を図り、親子が共に成長できる機会を提供します。また、兄弟姉妹への支援も行います。	子ども政策課
⑪医療的ケア児に対する支援のための体制整備	関係機関及び当事者団体から構成される協議の場を設けるとともに、保育所等や医療的ケア児支援センターとも連携し、関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置を促進すること等による総合的な支援体制を構築します。	子ども育成課 障害福祉課
⑫児童発達支援センターによる各事業の実施	児童発達支援センターでは相談支援事業、療育支援事業、地域支援事業の3つの事業を柱として、障害児や保護者に対し、切れ目のない支援を行います。	障害福祉課

(2) 切れ目のない障害児サービスの充実

施策の方向

保健・医療・福祉が連携し、ライフステージを通じた切れ目のないサービスによる支援体制の充実を図ります。

【主な施策】

施策	内容	所管課
①継続的・計画的な支援体制の充実	児童発達支援センターを中心に就学前から就学へと発達支援がつながっていくための継続的・計画的な支援体制の充実を図ります。更に、就労への移行等、包括的な切れ目のない支援に努めます。	障害福祉課 健康課 子ども育成課 子ども家庭支援課 教育指導課 教育支援課
②関係機関との連携による支援体制の充実	東京都発達障害者支援センター、保健所等の関係機関と連携した支援体制の充実に努めます。	障害福祉課 健康課 子ども家庭支援課

(3) 特別支援教育・インクルーシブ教育の推進

施策の方向

障害の有無にかかわらず、互いに尊重し合う共生社会の実現に向け、子どもの成長段階や障害特性、教育的ニーズ等に応じた必要な支援と相談体制を充実します。また、学校教職員等に対して、障害への一層の理解や特別支援教育に係る専門性を深める取組の推進を図ります。

【主な施策】

施策	内容	所管課
①特別支援教育の充実	特別な教育的支援を必要とする児童・生徒が、個々の教育ニーズに応じた指導を受けられるよう、指導内容・方法の充実や合理的配慮の提供、「特別支援学級指導補助員」の活用を進めます。また、専門家による巡回相談の充実により、障害特性に応じた適切な教育的支援を行うよう努めます。	教育指導課 教育支援課
②交流及び共同学習の充実	障害児の自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みの整備・充実を図ります。また、交流・共同学習の積極的な推進によって、相互理解を促進していきます。	教育指導課 教育支援課

3 地域の理解のもと障害のある人も いきいきと参加しているまちづくり

(1) 障害の理解と合理的配慮の推進

施策の方向

誰もが安心して暮らせる社会を目指し、障害者差別解消法等に基づき、障害を理由とする差別の禁止や合理的配慮に向けた啓発活動を推進し、障害者に対する理解を深め、正しい知識の普及と啓発を行うとともに、幼児教育や義務教育など学校での福祉教育を継続します。

また、障害者差別解消法に基づく合理的配慮を引き続き実施するとともに、市民に対して正しい知識の普及に努めます。

【主な施策】

施策	内容	所管課
①理解を深めるための啓発の推進	広報、ホームページ、情報メール、イベント、パンフレット等によって、福祉情報の提供や理解の促進に努めます。	障害福祉課
②学校教育における福祉教育の充実	総合的な学習の時間や特別活動でのボランティア体験学習や障害者との交流学習などを通して、福祉教育の充実に努めます。	教育指導課 教育支援課
③社会教育における福祉教育の充実	「心のバリアフリー」や「互いに支え合い、共に生きることができる社会」等の実現を目指し、福祉教育の充実に努めます。	公民館
④障害者施設授産品販売の支援	市役所内で障害者施設の授産品販売を支援することにより、障害者の自立を促進します。また、障害者と健常者の交流の機会を増やし、障害者に対する理解を促進し、市民への普及啓発の機会とします。	契約管財課 障害福祉課
⑤当事者会・家族会の活動の支援	障害者と家族が支え合い、地域で生活する力を養えるよう、当事者会・家族会への情報発信等により活動を支援します。	障害福祉課
⑥「心のバリアフリー」の推進	障害を理由とする差別の解消と合理的配慮の提供について、さまざまな機会を通じて普及啓発を推進します。	障害福祉課

(2) 社会参加の促進

施策の方向

地域共生社会の実現に向けて、障害者が社会の様々な分野に参加していくため、生涯学習機会の充実を図るとともに、積極的に文化・スポーツ・レクリエーション活動、学習活動、地域活動などに参加できるよう、支援や環境づくりに努めていきます。

【主な施策】

施策	内容	所管課
①優先調達法の活用	優先調達法の活用により、障害者施設の活動の充実と障害者の自立の促進を目指します。	全庁
②手話通訳者の配置	議会本会議、委員会及び公民館事業に、必要に応じて手話通訳者を配置し、聴覚障害者にも活動の場を広げ、自主的な活動ができるよう支援します。	議会事務局 公民館
③図書等宅配サービスの実施	身体障害者（視覚障害又は肢体不自由の2級以上）等に図書等の宅配サービスを実施します	図書館
④障害者青年学級の実施	義務教育終了後、集団活動を通じた学習や基礎的生活習慣の取得、仲間づくりを行う機会として「青年学級にじのはらっぱ」を実施します。	公民館
⑤スポーツ・レクリエーション事業の実施	障害者を対象にした各種スポーツ・レクリエーション事業を実施します。	スポーツ推進課

(3) 外出支援施策の推進

施策の方向

障害のある人が、地域で自立し社会に参加するため、必要となる移動に係る各種サービスの周知を図り、助成や、障害特性に応じた外出時の支援の実施など、多面的な施策の充実を図ります。

【主な施策】

施策	内容	所管課
①自動車運転教習費の助成	身体障害者の生活圏の拡大と日常生活の利便を図るため、自動車運転教習費用の一部を助成します。	障害福祉課
②自動車改造費の助成	身体障害者の生活圏の拡大と日常生活の利便を図るため、自ら所有し運転する自動車を改造する必要がある人に、費用の一部を助成します。	障害福祉課
③タクシー費用の助成	電車、バス等通常の交通機関を利用することが困難な重度の障害者にタクシー費用の一部を助成します。	障害福祉課
④自動車ガソリン費用の助成	障害者が日常生活の利便及び拡大を図るため利用する自動車のガソリン費用の一部を助成します。	障害福祉課
⑤同行援護の実施	重度視覚障害者（児）の外出時に同行して移動に必要な情報の提供や支援を行います。	障害福祉課
⑥移動支援の実施	屋外での移動が困難な障害者等が円滑に外出できるよう、移動を支援する事業を実施します。	障害福祉課
⑦行動援護の実施	行動上、著しい困難を有する障害者が外出するときに、危険を回避するために必要な支援を行います。	障害福祉課
⑧福祉バスの利用促進	障害者等の外出をサポートするため、福祉バスの周知と利用を促進します。	介護福祉課
⑨移送サービス事業の実施	移送サービスを必要とする人のため、運転ボランティアの協力等により車いす専用車（ハンディキャブ）の運行を行う事業を支援します。（社会福祉協議会が実施）	介護福祉課
⑩ハンディキャブの貸し出し	歩行困難な方の外出の際に、家族や知人に車いす専用車（ハンディキャブ）を貸し出す事業を支援します。（社会福祉協議会が実施）	介護福祉課

(4) 就労の支援・促進

施策の方向

就労は自立した生活の基盤となり、生きがいや社会参加の面で特に大きな位置を占めるものであるため、障害のある人の能力や適正に応じた就労の場の確保を図るとともに、就労定着支援事業により支援を行います。

また、一般企業等での就労が難しい人の働く場として、継続して福祉的就労の場の提供を支援します。

【主な施策】

施策	内容	所管課
①就労支援事業の実施	障害者の一般就労に向け、「福生市障害者自立生活支援センター すてっぷ」の就労専門職員が、ハローワークなどの関係機関と連携を取りながらきめ細やかな支援を行います。	障害福祉課
②障害者就業・生活支援センターとの協働推進	障害者の自立を目指し、就職のあっせんや生活相談などを地域の支援機関と連携して実施する「障害者就業・生活支援センター」と協働し、就労面と生活面の支援を一体的に推進します。	障害福祉課
③障害者雇用への理解の促進	企業等の障害者雇用への理解を促進するため、ハローワーク等と連携して各種啓発等を行うとともに、法定雇用率の達成を目指して協力を求めています。	障害福祉課
④就労移行支援の実施	一般企業などへの就労を希望する障害者に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	障害福祉課
⑤就労定着支援の実施	障害者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題の解決に向けて必要となる支援を行います。	障害福祉課
⑥職場体験実習の実施	就労支援事業所等との連携により、就労を希望している障害者の就労意欲を高め、自立した生活及び社会参加の促進を図ります。	障害福祉課

4 障害のある人の地域生活の基盤づくり

(1) 日中活動の場の確保

施策の方向

障害者が住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、地域での日中活動の場を確保し、生活介護や就労継続支援事業等の日中活動系サービスの充実を図ります。また、地域活動支援センター等の日中の居場所づくりを推進します。

【主な施策】

施策	内容	所管課
①生活介護の実施	常に介護を必要とする方に、昼間、入浴、排泄、食事の介護などを行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。	障害福祉課
②就労継続支援の実施	一般企業への就労が難しい方に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	障害福祉課
③日中一時支援の実施	介護者が緊急、その他やむを得ない理由により介護できないときに、障害者の日中における活動の場の確保及び一時的な介護の支援を行います。	障害福祉課
④地域活動支援センター事業の実施	創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行い、地域での自立した生活の支援と社会参加の促進を図ります。	障害福祉課

(2) 居住の場の確保

施策の方向

障害のある人が住み慣れた地域において自立し、安定した生活を送ることができるよう、障害のある人の居住場所の確保、バリアフリーに対応した住まいの普及・改善に努めます。

【主な施策】

施策	内容	所管課
①グループホームへの支援	障害者の自立生活の支援・促進のため、居住の場であるグループホームの運営の支援を図ります。また、入居する障害者への支援を行います。	障害福祉課
②住宅設備改善費給付事業の実施	重度身体障害者（児）に、住宅の整備、改善に要する経費を給付し、地域での自立した生活を支援します。	障害福祉課

(3) 保健・医療サービスの充実

施策の方向

障害者が、治療を身近な地域で受けられるよう、保健・医療サービスの充実に努めるとともに、乳幼児期からの健康診査や保健指導等による障害の早期発見と早期療育の体制を充実することにより、障害の軽減や健康の増進を図り健やかな成長を支援します。

また、医療ケアが必要な障害のある人、高齢で障害のある人等が地域で暮らし続けられるよう、保健・医療サービスと福祉サービスとが連携した医療体制を整備していきます。

【主な施策】

施策	内容	所管課
①自立支援医療 (更生医療費)の助成	18歳以上の身体障害者を対象に、障害の除去又は軽減が見込まれるなど、当該障害に対して確実な治療効果が期待される医療費について、自己負担分を軽減します。	障害福祉課
②自立支援医療 (精神通院医療費)の助成	精神疾患を理由として継続的に通院が必要な人の医療費の自己負担分を軽減します。	障害福祉課
③自立支援医療 (育成医療費)の支給	18歳未満で肢体不自由、視覚障害、心臓障害等の機能障害があり、手術等により改善が見込まれる人の、医療費の自己負担分を軽減します。	子ども育成課
④小児精神障害者 入院医療費助成	精神科の入院治療を必要とする18歳未満の者に対し入院医療費を助成します。	障害福祉課
⑤精神保健対策の 充実	様々な機会を通して、「こころの健康」についての普及啓発を行い、相談体制の充実を図り、問題を早期に発見し、医療機関とも連携し適切な支援を受けられるように努めます。	障害福祉課 健康課

(4) 地域移行・地域定着の支援と促進

施策の方向

障害者支援施設等の利用者に向け、住居の確保、外出時の同行、障害福祉サービスの体験的な利用支援等を活用し、スムーズに地域生活へ移行・定着できるよう、地域相談支援体制を整備します。また、保健所、医療機関、サービス提供事業所等の関係機関との連携を図ります。

【主な施策】

施策	内容	所管課
①関係機関のネットワーク構築	障害者支援施設、医療機関、障害福祉サービス事業所等の関係機関が連携して、施設入所者や精神科病院に入院している方の地域移行・地域定着に取り組みます。	障害福祉課
②地域移行の支援	障害者支援施設、精神科病院、児童福祉施設を利用する18歳以上の方等を対象に、地域生活を送るための計画作成、相談支援、住居の確保、関係機関との調整等を行います。	障害福祉課
③地域定着の支援	居宅において単身で生活している障害者を対象に、常に連絡の取れる体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。	障害福祉課
④自立生活援助の実施	障害者支援施設、グループホーム等から居宅生活へ移行する障害者等について、定期的な巡回訪問等により地域生活を支援します。	障害福祉課
⑤福祉サービス充実のための研修参加	行動障害を有する者、精神障害者や罪を犯した障害者の特性に応じた支援を実施できるよう、関係機関への研修周知及び研修参加に努めます。	障害福祉課
⑥ヤングケアラーを含む家族支援、サービス提供体制の確保	ヤングケアラーを始めとする障害者の家族支援について相談や障害福祉サービス等に関する情報提供を実施して必要な支援につなぐとともに、障害者の家事援助等の必要なサービスの提供体制の確保に取り組みます。	障害福祉課



令和8年度の将来像

1 成果目標

国の基本指針に即し、東京都の基本的な考え方を踏まえ、本市では障害者の地域における日常生活及び社会生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る成果目標を、次のとおり設定することとします。

(1) 障害福祉計画

成果目標	基本指針等に定める目標	目標
福祉施設の入所者の地域生活への移行	令和8年度末までに令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活に移行する。	3人
	令和8年度末までに令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減する。	2人減
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	保健、医療、福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築する。	整備
地域生活支援拠点が有する機能の充実	令和8年度末までの間、地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、年1回以上運用状況を検証・検討する。	1回
	令和8年度末までに、強度行動障害を有する障害者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進める。	整備
福祉施設から一般就労への移行等	令和8年度中に、福祉施設から一般就労へ移行する人数を令和3年度実績の1.28倍以上とする。	9人
	令和8年度中に、就労移行支援事業から一般就労へ移行する人数を令和3年度実績の1.31倍以上とする。	6人
	令和8年度中に、就労継続支援A型事業から一般就労へ移行する人数を令和3年度実績値の1.29倍以上とする。	1人
	令和8年度中に、就労継続支援B型事業から一般就労へ移行する人数を令和3年度実績値の1.28倍以上とする。	2人
	令和8年度における就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とする。	50%以上
	令和8年度における就労定着支援事業を利用した人数を令和3年度実績値の1.41倍以上とする。	13人

成果目標	基本指針等に定める目標	目標
	令和8年度における就労定着支援事業による就労定着率が7割以上の事業所を全体の25%以上とする。	25%以上
相談支援体制の充実・強化等	令和8年度末までに、基幹相談支援センターを中心とした相談支援体制の強化を図る体制を確保する。	整備
	令和8年度末までに、自立支援協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行うとともに、これらの取組を行うために必要な自立支援協議会の体制を確保する。	整備
障害福祉サービス等の質の向上	令和8年度末までに、障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制を構築する。	—
	都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の積極的な参加を図り、障害福祉サービス等の質の向上を図る。	—
	障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数を見込みを設定する。	実施

(2) 障害児福祉計画

成果目標	基本指針等に定める目標	数値目標
障害児支援の提供体制の整備等	児童発達支援センターで実施する各事業を充実させ、令和8年度末までに年1回以上運用状況を検証、検討する。	1回
	令和8年度末までに、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築する。	整備
	令和8年度末までに、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。	1か所
	令和8年度末までに、重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所を1か所以上確保する。	1か所
	令和8年度末までに、重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所を1か所以上確保する。	1か所
	医療的ケア児支援のため、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携し協議する。	3回
	医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する。	3人



第6章 障害福祉サービスの提供見込み

1 障害福祉サービスの見込量と確保の方策

(1) 訪問系サービス

【サービス見込み量（月当たり）】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問系サービス	2,437 時間	2,487 時間	2,558 時間
居宅介護	1,381 時間	1,412 時間	1,444 時間
重度訪問介護	634 時間	634 時間	634 時間
同行援護	390 時間	409 時間	448 時間
行動援護	32 時間	32 時間	32 時間
重度障害者等包括支援	0 時間	0 時間	0 時間

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問系サービス	114 人	117 人	121 人
居宅介護	88 人	90 人	92 人
重度訪問介護	5 人	5 人	5 人
同行援護	20 人	21 人	23 人
行動援護	1 人	1 人	1 人
重度障害者等包括支援	0 人	0 人	0 人

【サービス量の確保方策】

サービス需要の拡大にあわせ、近隣の提供事業者との連携や助言・指導を行うなど支援・提供体制の充実を図ります。

(2) 日中活動系サービス

① 生活介護

【サービス見込み量（月当たり）】

令和6年度	令和7年度	令和8年度
1,858日	1,839日	1,820日
97人	96人	95人

【サービス量の確保方策】

近隣の提供事業者と連携を図り、サービスの提供体制を確保します。

② 自立訓練（機能訓練）

【サービス見込み量（月当たり）】

令和6年度	令和7年度	令和8年度
17日	17日	17日
1人	1人	1人

【サービス量の確保方策】

近隣の提供事業者と連携を図り、サービスの提供体制を確保します。

③ 自立訓練（生活訓練）

【サービス見込み量（月当たり）】

令和6年度	令和7年度	令和8年度
239日	258日	294日
13人	14人	16人

【サービス量の確保方策】

近隣の提供事業者と連携を図り、サービスの提供体制を確保します。

④ 就労選択支援【新設】

【サービス見込み量（月当たり）】

令和6年度	令和7年度	令和8年度
0人	2人	2人

【サービス量の確保方策】

近隣の提供事業者と連携を図り、サービスの提供体制を確保します。

⑤ 就労移行支援

【サービス見込み量（月当たり）】

令和6年度	令和7年度	令和8年度
194日	194日	194日
12人	12人	12人

【サービス量の確保方策】

近隣の提供事業者と連携を図り、サービスの提供体制を確保します。

⑥ 就労継続支援A型

【サービス見込み量（月当たり）】

令和6年度	令和7年度	令和8年度
140日	160日	180日
7人	8人	9人

【サービス量の確保方策】

利用者のニーズを見極めるとともに、近隣の提供事業者の把握に努めます

⑦ 就労継続支援B型

【サービス見込み量（月当たり）】

令和6年度	令和7年度	令和8年度
2,416日	2,497日	2,594日
149人	154人	160人

【サービス量の確保方策】

近隣の提供事業者と連携を図り、サービスの提供体制を確保します。

⑧ 就労定着支援

【サービス見込み量（月当たり）】

令和6年度	令和7年度	令和8年度
4人	4人	4人

【サービス量の確保方策】

近隣の提供事業者と連携を図り、サービスの提供体制を確保します。

⑨ 療養介護

【サービス見込み量（月当たり）】

令和6年度	令和7年度	令和8年度
5人	5人	5人

【サービス量の確保方策】

医療機関を含めた近隣の提供事業者との連携を図り、利用者のニーズを見据えたサービス量を確保していきます。

⑩ 短期入所

福祉型 【サービス見込み量（月当たり）】

令和6年度	令和7年度	令和8年度
253日	281日	312日
37人	41人	46人

医療型 【サービス見込み量（月当たり）】

令和6年度	令和7年度	令和8年度
4日	4日	4日
1人	1人	1人

【サービス量の確保方策】

福祉型短期入所では今後もサービス利用者の増加が見込まれるため、サービス需要の増大についての情報提供に努め、より幅広く多くのサービス提供事業者と連携して利用の支援を図ります。

(3) 居住系サービス

① 自立生活援助

【サービス見込み量（月当たり）】

令和6年度	令和7年度	令和8年度
1人	1人	1人

【サービス量の確保方策】

利用者のニーズの把握に努め、必要なサービスを提供できるよう、サービス利用の支援を図ります。

② 共同生活援助

【サービス見込み量（月当たり）】

令和6年度	令和7年度	令和8年度
107人	112人	118人

重度障害者 【サービス見込み量（月あたり）】【新規】

令和6年度	令和7年度	令和8年度
27人	28人	29人

【サービス量の確保方策】

利用者のニーズの把握に努め、必要なサービスを提供できるよう、サービス利用の支援を図ります。

③ 施設入所支援

【サービス見込み量（月当たり）】

令和6年度	令和7年度	令和8年度
34人	33人	32人

【サービス量の確保方策】

利用者のニーズの把握に努め、必要なサービスを提供できるよう、サービス利用の支援を図ります。

(4) 計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援

① 計画相談支援

【サービス見込み量（月当たり）】

令和6年度	令和7年度	令和8年度
114人	118人	121人

【サービス量の確保方策】

市内の障害福祉サービス事業者を中心に、事業者指定への働き掛けを行い、サービス等利用計画の量的・質的確保を図ります。

② 地域移行支援

【サービス見込み量（月当たり）】

令和6年度	令和7年度	令和8年度
1人	1人	1人

【サービス量の確保方策】

事業者や病院との連携に努め、地域移行を促進します。

③ 地域定着支援

【サービス見込み量（月当たり）】

令和6年度	令和7年度	令和8年度
1人	1人	1人

【サービス量の確保方策】

事業者や病院との連携に努め、地域定着を促進します。

(5) 障害児通所支援・障害児相談支援

① 児童発達支援

【サービス見込み量（月当たり）】

令和6年度	令和7年度	令和8年度
392日	446日	500日
58人	66人	74人

【サービス量の確保方策】

近隣の提供事業者と連携を図り、サービスの提供体制を確保します。

② 医療型児童発達支援

【サービス見込み量（月当たり）】

令和6年度	令和7年度	令和8年度
5日	5日	5日
1人	1人	1人

【サービス量の確保方策】

近隣の提供事業者と連携を図り、サービスの提供体制を確保します。

③ 放課後等デイサービス

【サービス見込み量（月当たり）】

令和6年度	令和7年度	令和8年度
1,464日	1,651日	1,862日
88人	88人	88人

【サービス量の確保方策】

近隣の提供事業者と連携を図り、サービスの提供体制を確保します。

④ 保育所等訪問支援

【サービス見込み量（月当たり）】

令和6年度	令和7年度	令和8年度
6日	6日	6日
3人	3人	3人

【サービス量の確保方策】

近隣の提供事業者と連携を図り、サービスの提供体制を確保します。

⑤ 居宅訪問型児童発達支援

【サービス見込み量（月当たり）】

令和6年度	令和7年度	令和8年度
5日	5日	5日
1人	1人	1人

【サービス量の確保方策】

近隣の提供事業者と連携を図り、サービスの提供体制を確保します。

⑥ 障害児相談支援

【サービス見込み量（月当たり）】

令和6年度	令和7年度	令和8年度
58人	65人	73人

【サービス量の確保方策】

計画相談を担う相談員との連携を図るとともに、障害児相談支援事業所の確保に努めます。

⑦ 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

【配置見込み量（年当たり）】

令和6年度	令和7年度	令和8年度
2人	3人	3人

【サービス量の確保方策】

医療的ケア児のニーズ等を勘案し、必要となる人数の配置に努めます。

(6) 発達障害者等に対する支援

- ① パアレントトレーニングやパアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数

【サービス見込み量（年当たり）】

令和6年度	令和7年度	令和8年度
3人	5人	5人

【サービス量の確保方策】

支援が必要な発達障害の子ども保護者等のニーズを捉え、支援機関等での「パアレントトレーニングやパアレントプログラム等の支援プログラム等の受講」を促進し、受講者数の増加に努めます。

- ② パアレントメンターの人数

【サービス見込み量（年当たり）】

令和6年度	令和7年度	令和8年度
1人	1人	2人

【サービス量の確保方策】

発達障害の子ども保護者等のサポートや情報提供等を行う「パアレントメンター」の育成に努めます。

- ③ ピアサポートの活動への参加人数

【サービス見込み量（年当たり）】

令和6年度	令和7年度	令和8年度
1人	1人	2人

【サービス量の確保方策】

保健所と連携し、障害のある人自身が、自らの体験に基づいて、同じ障害のある方を支え合う「ピアサポートの活動への参加」を促進します。

(7) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

① 保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数

【サービス見込み量（年当たり）】

令和6年度	令和7年度	令和8年度
1回	1回	1回

【サービス量の確保方策】

重層的な連携による支援体制を構築するため、庁内で連携し、年に一回「保健、医療及び福祉関係者による協議の場」が開催できるよう努めます。

② 保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者ごとの参加者数

【サービス見込み量（年当たり）】

令和6年度	令和7年度	令和8年度
10人	10人	10人

【サービス量の確保方策】

「保健、医療及び福祉関係者による協議の場」に必要な、保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者の確保に努めます。

③ 保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数

【サービス見込み量（年当たり）】

令和6年度	令和7年度	令和8年度
1回	1回	1回

【サービス量の確保方策】

「保健、医療及び福祉関係者による協議の場」において、目標設定及び評価を検討します。

(8) 福祉施設から一般就労への移行等

① 精神障害者の地域移行支援

【サービス見込み量（月当たり）】

令和6年度	令和7年度	令和8年度
1人	1人	1人

【サービス量の確保方策】

事業者や病院との連携に努め、精神障害者の地域移行に努めます。

② 精神障害者の地域定着支援

【サービス見込み量（月当たり）】

令和6年度	令和7年度	令和8年度
1人	1人	1人

【サービス量の確保方策】

事業者や病院との連携に努め、精神障害者の地域定着に努めます。

③ 精神障害者の共同生活援助

【サービス見込み量（月当たり）】

令和6年度	令和7年度	令和8年度
27人	28人	29人

【サービス量の確保方策】

近隣の提供事業者と連携を図り、サービスの提供体制を確保します。

④ 精神障害者の自立生活援助

【サービス見込み量（月当たり）】

令和6年度	令和7年度	令和8年度
1人	1人	1人

【サービス量の確保方策】

近隣の提供事業者と連携を図り、サービスの提供体制を確保します。

⑤ 精神障害者の自立訓練（生活訓練）

【サービス見込み量（月当たり）】

令和6年度	令和7年度	令和8年度
13人	14人	16人

【サービス量の確保方策】

近隣の提供事業者と連携を図り、サービスの提供体制を確保します。

(9) 相談支援体制の充実・強化のための取組

【見込み量（年当たり）】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
総合的・専門的な相談支援の実施の有無	有	有	有
地域の相談支援事業者への専門的な指導・助言件数	12件	12件	12件
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	2件	2件	2件
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	2回	2回	2回

【サービス量の確保方策】

「総合的・専門的な相談支援」を実施し、「地域の相談支援事業者への専門的な指導・助言件数」、「地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数」、「地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数」の見込みを設定し、相談支援体制の充実・強化に努めます。

(10) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組

【見込み量（年当たり）】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修の参加人数	2人	2人	2人
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果の共有体制の整備	有	有	有
審査結果の共有回数	1回	1回	1回

【サービス量の確保方策】

職員が「都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修」等に参加し、障害福祉サービス等の質の向上に努めます。

2 地域生活支援事業の提供見込

(1) 必須事業

① 理解促進研修・啓発事業

【サービス見込み量（年当たり）】

令和6年度	令和7年度	令和8年度
66件	66件	66件

【サービス量の確保方策】

市内イベント等において、積極的に障害者の理解を深めるためのパンフレット配布等を行うとともに、市役所内では、定期的に障害者施設で作成した物品販売と施設の活動内容のPRを行うなど、障害者（児）に対する理解促進の機会を増やします。

② 自発的活動支援事業

【サービス見込み量（年当たり）】

令和6年度	令和7年度	令和8年度
1件	1件	1件

【サービス量の確保方策】

障害者とその家族、市民等（当事者会・家族会等）が地域において自発的に行う活動（社会参加促進、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援します。

③ 相談支援事業

【見込み量（年当たり）】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者相談支援事業	3箇所	3箇所	3箇所
基幹相談支援センター等機能強化事業	有	有	有
住宅入居等支援事業	有	有	有

【サービス量の確保方策】

基幹相談支援センターを拠点とした、障害の種別を問わない総合的な相談業務に関する支援を実施し、包括的な相談支援体制の充実を図ります。

④ 成年後見制度利用支援事業

【サービス見込み量（年当たり）】

令和6年度	令和7年度	令和8年度
3人	3人	3人

【サービス量の確保方策】

成年後見制度利用支援事業の周知を図り、サービスの利用を促進します。

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

【サービス見込み量（年当たり）】

令和6年度	令和7年度	令和8年度
1箇所	1箇所	1箇所

【サービス量の確保方策】

成年後見制度法人後見支援事業の実施について、支援していきます。

⑥ 意思疎通支援事業

【サービス見込み量（年当たり）】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者等派遣事業	39人	43人	48人
テレビ電話手話通訳サービス等事業	1台	1台	1台

【サービス量の確保方策】

手話通訳者等の派遣を行い、聴覚障害のある人のコミュニケーション支援を支援します。

⑦ 日常生活用具給付等事業

【サービス見込み量（年当たり）】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・訓練支援用具	2件	2件	2件
自立生活支援用具	10件	10件	10件
在宅療養等支援用具	7件	7件	7件
情報・意思疎通支援用具	14件	14件	14件
排泄管理支援用具	996件	996件	996件
居宅生活動作補助用具 （住宅改修費）	1件	1件	1件
合計	1,030件	1,030件	1,030件

【サービス量の確保方策】

用具に関する製品情報、福祉・医療関連製品等の情報提供を図り、サービスが必要な人への事業の周知に努めます。

⑧ 手話通訳者養成研修事業

【サービス見込み量（年当たり）】

令和6年度	令和7年度	令和8年度
11人	11人	11人

【サービス量の確保方策】

養成研修を実施し、レベルアップを図りながら手話通訳者を確保していきます。

⑨ 移動支援事業

【サービス見込み量（月当たり）】

令和6年度	令和7年度	令和8年度
57人	63人	69人
612時間	612時間	740時間

【サービス量の確保方策】

利用者の状況やニーズに応じた柔軟な形態での実施などを含め、移動支援の充実を図ります。

⑩ 地域活動支援センター事業

【サービス見込み量（月当たり）】

令和6年度	令和7年度	令和8年度
2箇所	2箇所	2箇所
60人	60人	60人

【サービス量の確保方策】

基本的には市内にある地域活動支援センターの利用を促進しますが、通いやすい距離など物理的な要因や事業所の人員・事業内容等の体制の要因により近隣市町の支援センターを利用する方がいた場合、そのセンターを指定する場合があります。

(2) 任意事業

① 更生訓練費支給事業

【サービス見込み量（月当たり）】

令和6年度	令和7年度	令和8年度
1人	1人	1人

【サービス量の確保方策】

利用者のニーズを的確に把握し、必要なサービス量の確保に努めます。

② 日中一時支援事業

【サービス見込み量（月当たり）】

令和6年度	令和7年度	令和8年度
0人	0人	0人

【サービス量の確保方策】

サービスの周知と利用への促進に努めます。

③ 声の広報等発行事業

【サービス見込み量（年当たり）】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
声の市議会だより	13人	13人	13人
声の広報	12人	12人	12人
声のごみ・リサイクルカレンダー、福生市ごみ・資源分別一覧	8人	8人	8人
声のあなたとわたし	8人	8人	8人
声の教育広報	9人	9人	9人

【サービス量の確保方策】

障害者団体、音訳ボランティアグループ等関係機関と連携し、市政情報の迅速かつ正確な伝達に努めます。

④ 重度身体障害者（児）訪問入浴サービス事業

【サービス見込み量（月当たり）】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
重度身体障害者（児）訪問入浴サービス事業	1人	1人	1人

【サービス量の確保方策】

利用者のニーズに対応し、必要なサービス量の確保に努めます。

⑤ 重度身体障害児入浴サービス事業

【サービス見込み量（月当たり）】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
重度身体障害児入浴サービス事業	1人	1人	1人

【サービス量の確保方策】

利用者のニーズに対応し、必要なサービス量の確保に努めます。

⑥ 自動車運転教習助成事業

【サービス見込み量（年当たり）】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自動車運転教習助成事業	1件	1件	1件

【サービス量の確保方策】

利用者のニーズに対応し、必要なサービス量の確保に努めます。

⑦ 自動車改造費助成事業

【サービス見込み量（年当たり）】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自動車改造費助成事業	1件	1件	1件

【サービス量の確保方策】

利用者のニーズに対応し、必要なサービス量の確保に努めます。



第7章 計画の推進

1 計画の推進体制

(1) 推進体制と計画の進行管理

本計画及び関連する個別計画の担当課を中心に、関係部局との連携を図りながら、計画を推進します。

また、本計画の確実な運営と円滑な推進を図るために、毎年度、計画の実施状況を点検・評価します。

(2) 圏域での連携

東京都及び西多摩圏域の市町とも連携を図りながら、広域圏でのサービス提供や施設整備についての調整を図ります。

(3) 自立支援協議会

自立支援協議会は、障害者総合支援法の規定に基づく相談支援事業のうち地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議を行うことを目的として設置される協議会です。

障害者団体の代表、指定相談支援事業者、サービス事業所等の保健・医療・福祉関係者、構成市町関係各課の担当者等で構成され、相談支援・権利擁護、就労支援、地域生活支援等の地域における課題やその方策等についての協議を行います。

(4) 関係機関・ボランティア団体との連携体制

本計画の確実な推進を図るために、行政機関や社会福祉法人、市内外の様々な関係施設等が、それぞれの役割を担い、相互に協力し合えるよう、有機的な連携体制づくりを目指します。

また、障害のある人が身近で役立つような情報が得られるよう、ボランティア団体や障害者団体に情報交換や協力を求めながら、計画の推進を図ります。

(5) 計画の普及・啓発

この計画について、計画書のほか、概要版や市広報、市ホームページ、パンフレット等での広報を行い、計画内容の周知を図ります。

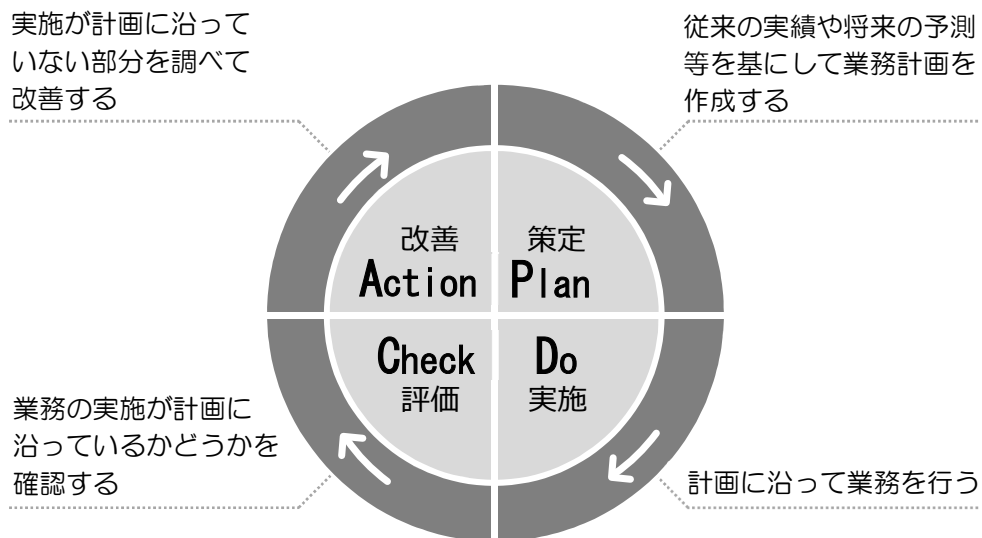
(6) PDCAサイクルによる進捗管理

本計画の実現に向けて、計画の進捗状況を把握し、毎年度、点検・評価を実施していきます。

具体的には、図のようなPDCAサイクルに基づいて、計画内容と実際の利用状況、整備状況などを点検・評価し、かい離がある場合には問題点や課題の検討を行っていきます。

また、大きな修正・変更が必要と認められた場合には、計画の中間年を目安として見直しを行います。

PDCAサイクルのイメージ





資料編

1 用語解説

【あ行】

■インクルーシブ

「包括的な」「包み込む」という意味の言葉。あらゆる人が孤立したり、排除されたりしないよう援護し、社会の構成員として包み、支え合うという意味で使われる。

【か行】

■機能訓練

医療的なりハビリテーションを終了した人を対象に、日常動作など日々の周辺環境への適応や、本人への動機づけ等を主な目的として、保健センターなどの公共施設を利用して実施する訓練

■救急医療情報キット

救急医療情報カードにかかりつけ医や持病、服薬などの医療情報や、緊急時の連絡先を専門の容器に入れ、自宅の冷蔵庫に保管しておくことで、万一の救急時に備えるもの

■グループホーム

病気や障害などで日常生活の自立に困難のある人たちが専門スタッフ等による支援を受けながら少人数で共同して、地域社会に溶け込んで生活する形態

■ケアマネジメント

障害者（児）とその家族の意向を踏まえ、地域で豊かに暮らすための支援ができるよう、各種サービスを的確に提供し、地域における生活の支援を行う社会福祉援助技術

■高次脳機能障害

脳血管疾患や交通事故などによる脳損傷を原因とする、記憶・注意・思考・言語などの知的機能の障害。外見上は障害が目立たないため、周囲の人に理解されにくかったり、本人自身が障害を十分に認識できないこともある。

■合理的配慮

障害者が日常生活や社会生活で受ける様々な制限をもたらす原因となる社会的障壁を取り除くために、障害者に対し、個別の状況に応じて行われる配慮のこと。障害者差別解消法では、国の機関や地方公共団体等は、合理的配慮の提供が義務化されている。

【さ行】

■児童福祉法

児童が良好な環境において生まれ、かつ、心身ともに健やかに育成されるよう、保育、母子保護、児童虐待防止対策を含む全ての児童の福祉を支援する法律。児童福祉法の改正により、障害児通所支援等の提供体制を確保するため、市町村において障害児福祉計画を策定するものと定められた。

■障害者基本法

障害者の自立と社会参加の支援等のための施策に関して基本理念を定め、国や地方公共団体の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより障害者施策を総合的・計画的に進め、障害者福祉を増進することを目的とした法律（平成5年施行）

■障害者差別解消法

障害を理由とする差別の解消を推進することを目的とした法律で、障害を理由とする差別等の権利侵害行為の禁止や社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害の防止等が規定され、平成28年4月に施行された。

■障害者就業・生活支援センター

就業や職場への定着が困難な障害者を対象に、身近な地域で雇用、福祉、教育等の関係機関との連携の拠点として連絡調整等を積極的に行いながら、就業及びそれに伴う日常生活、社会生活上の支援を一体的に行う機関

■障害者自立支援法

障害者の地域生活と就労を進め、自立を支援する観点から、「障害者基本法」の基本的理念にのっとり、福祉サービス、公費負担医療等について共通の制度のもとで一元的に提供する仕組みを創設することとし、自立支援給付の対象者、内容、手続、地域生活支援事業、サービス整備のための計画の作成、費用の負担等を定めた法律（平成18年施行）

■障害者総合支援法

正式名称は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」。地域社会における共生の実現に向けて障害福祉サービスの充実等障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、「障害者自立支援法」を改正したもの。障害者の範囲に難病等を追加、地域生活支援事業の追加、障害程度区分から障害支援区分への見直し、重度訪問介護の対象拡大、ケアホームのグループホームへの一元化などが行われた（平成25年・26年施行）。

■自立訓練

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行う障害福祉サービスの一つで、身体障害者向けの「機能訓練」と、知的、精神障害者を想定した「生活訓練」とに分かれる。

■自立支援協議会

地域における障害者の生活を支えるため、相談支援事業をはじめとするシステムづくり等に関して中核的な役割を果たすよう、相談支援事業者、サービス事業者及び関係団体等の参加により市町村が設置・運営するもの。

■成年後見制度

判断能力の不十分な成年者（認知症の高齢者、知的障害者、精神障害者等）の生命、身体、自由、財産等の権利を保護するための民法上の制度。自らの意思で後見人を選任する「任意後見」と、家庭裁判所に後見人、補佐人、補助人の選任を申し立てる「法定後見」がある。

【た行】

■地域活動支援センター

障害者等が通い、創作的活動や生産活動、社会との交流を進めるなど多様な活動を行う場。地域生活支援センターなど専門的な職員による相談支援を行う事業所が移行した「Ⅰ型」、機能訓練、入浴等のサービスを行う「Ⅱ型」、小規模作業所等から移行した「Ⅲ型」の3種類の類型がある。

■地域生活支援事業

障害福祉サービス（全国共通のサービス）等とは別に、障害者総合支援法第 77、78 条の規定に基づいて市町村、都道府県が行う事業で、「必須事業」と「任意事業」を含む。

■地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）

利用者本人が社会福祉協議会と契約を結び、福祉サービスの利用援助（情報提供、助言、手続きの援助など）や日常的な金銭管理などのサービスを受けることができる制度。「成年後見制度」の補完的な性格を持つ。

■通級指導学級

小・中学校の通常の学級に在籍し、通常の学級での学習におおむね参加でき一部特別な指導を必要とする児童・生徒に対して、各教科等の指導は通常の学級で行いながら、障害に応じた特別の指導を特別の場で行う教育形態

■デイジー（DAISY）

Digital Accessible Information System の略で「アクセシブルな情報システム」と訳されるデジタル録音図書の国際標準規格。視覚障害等により、普通の印刷物を読むことが困難な方々のために開発された。音声のみの音声デイジーと、音声を聞きながらテキストや画像を同時に見ることができるマルチメディアデイジーがある。デイジーを聞くためには、専用の再生機又は専用の再生ソフトウェアをインストールしたパソコンが必要

■TCN

福生市、青梅市、羽村市をサービスエリアとするケーブルテレビ局のこと。

■特別支援学級

小・中学校、高等学校及び中等教育学校に、教育上特別な支援を必要とする児童・生徒のために置かれた学級。平成 19 年 4 月より従来の特殊学級から名称が変更された。

■特別支援教育

従来の「特殊教育」から転換された新しい教育制度で、障害のある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた取組を支援する。その視点に立ち、一人ひとりの必要に応じて能力を高め生活や学習上の困難を改善・克服するために適切な指導や必要な支援を行うもの。

■特別支援教室

東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画に基づき、教員が巡回して発達障害教育を実施するもので、福生市では平成 29 年度から全小学校で実施している。

【な行】

■難病

原因が不明であったり、治療方法が確立していなかったり、希少な疾病であって長期の療養を必要とする病気のことをいう。経過が慢性的で医療費がかかることや、介護等に人手を要するために、家族にとっては経済的・精神的な負担が大きくなる。

■ネットワーク

各主体を網の目のように結び、つなぐこと。サービス提供においては、「サービス提供主体間の情報交換を促し、情報の共有化を図るとともに、協力・連携体制を構築すること」を意味する。

■ノーマライゼーション

障害者を特別視するのではなく、障害者も健常者も、全ての人が個人の尊厳を重んじられ、地域社会の中でごく普通に生活できること。また、そうしようとする考え方のこと。

【は行】

■発達障害

脳機能の障害により、心身の成長発達の途上で何らかの偏りや遅れなどがあらわれる状態を指す。平成 17 年に施行された発達障害者支援法では、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」と定義されている。

■バリアフリー

「障害者等が社会生活をしていく上で妨げとなる障壁（バリア Barrier）となるものを除去（フリー Free）する」という意味で、建物や道路などの段差等生活環境上の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く、「社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な全ての障壁の除去」という意味でも用いる。「心のバリアフリー」は、そのバリアフリーを心理的な面において行うことで、「人々の意識にある『障害』や、障害者（高齢者、外国人等）に対する差別や偏見、理解の不足、誤解などに起因するバリア（障壁）を取り除くこと」を意味する。

■PDCAサイクル

Plan/Do/Check/Action の頭文字を取ったもので、計画（Plan）→実施（Do）→評価（Check）→見直し（Action）の流れを次の計画に活かしていくプロセスのこと。

■福祉的就労

障害等の理由により一般企業等で働くことが困難な障害者に対し、障害福祉サービスとして就労すること。

■福祉バス

高齢者や障害者等が、市内福祉施設等をより利用しやすくするために運行するバス。利用するには利用登録証が必要

■ヘルプカード

何か困ったときに「手を貸してください」「〇〇してください」と自分から言えない場合、あるいは発作などで動けなくなった場合等に役立つカード。障害者や持病のある人の名前、緊急連絡先、発作の際の対応の仕方等お願いしたいことをあらかじめ書いて身につけて利用するもの。

■ヘルプバンドナ

災害時等に要援護者となることが想定される障害者が、避難所等においてどのような援護が必要なのか一目で分かるよう、四隅に異なる援護内容に対応した文字とマークを印字しているバンドナ。腕に巻いたり、肩から掛けたり、カバンに縛っておくなどして使用する。

■ヘルプマーク

義足や人工関節を使用している患者、内部障害や難病の患者、精神障害、知的障害又は妊娠初期の人等、援助や配慮を必要としていることが外見では分からない人々が、周りに配慮が必要なことを知らせることで、援助を得やすくなるよう作成された東京都によるマーク

■法定雇用率

「障害者の雇用の促進等に関する法律」により、従業員 43.5 人以上の事業主に雇用が義務付けられている、雇用する労働者に占める障害者の割合のことで、国、地方公共団体等は 2.6%、民間企業は 2.3%と定められている。令和5年度より、国、地方公共団体等は 3.0%、民間企業は 2.7%に引き上げられた。

【や行】

■優先調達法

正式名称は「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」。障害者就労施設で就労する障害者や在宅で就業する障害者の経済面の自立を進めるため、国や地方公共団体等の公的機関が、物品やサービスを調達する際、障害者就労施設等から優先的・積極的に購入することを推進するために制定された法律（平成 25 年施行）。

■ユニバーサルデザイン

年齢や障害の有無などにかかわらず、あらゆる人が利用しやすいようにはじめから意図してつくられた製品・情報・環境のデザインのこと。

【ら行】

■ライフステージ

人の一生を年代によって分けたそれぞれの段階をいう。幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などに区分され、それぞれの段階ごとに特徴的な悩みや問題などがみられる。

■療育

心身障害児について、早期に適切な治療等を行い、障害の軽減を図りながら育成することをいう。「治療」と「育成」、「教育」等を合わせて作られた言葉。

2 福生市地域福祉推進委員会条例

平成 16 年 3 月 30 日条例第 13 号
改正 平成 21 年 12 月 21 日条例第 31 号

(設置)

第 1 条 市民の福祉向上を図るとともに、すべての市民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる活動への参加機会が得られるよう、地域福祉を推進するため、福生市地域福祉推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、市民の福祉向上と地域福祉の着実な推進を図るため、高齢者福祉、介護福祉、障害者福祉、児童福祉その他地域福祉推進に必要な事項について調査、審議し、その結果を市長に報告する。

(組織)

第 3 条 委員会の委員は、22 人以内とする。

2 委員は、次に掲げる者に対し、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者 1 人以内
- (2) 福祉保健関係機関の代表 10 人以内
- (3) 医療関係機関の代表 4 人以内
- (4) ボランティア団体の代表 2 人以内
- (5) 公募による市民の代表 4 人以内
- (6) 社会福祉法人福生市社会福祉協議会の代表 1 人以内

(任期)

第 4 条 委員の任期は、3 年以内とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第 5 条 委員会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、委員会を代表し、会務を統括する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、会長が招集し、かつ、会議の議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉保健部社会福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

(会議招集の特例)

2 この条例施行後、最初の会議については、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集し、かつ、会議の議長となる。

附 則 (平成21年12月21日条例第31号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。